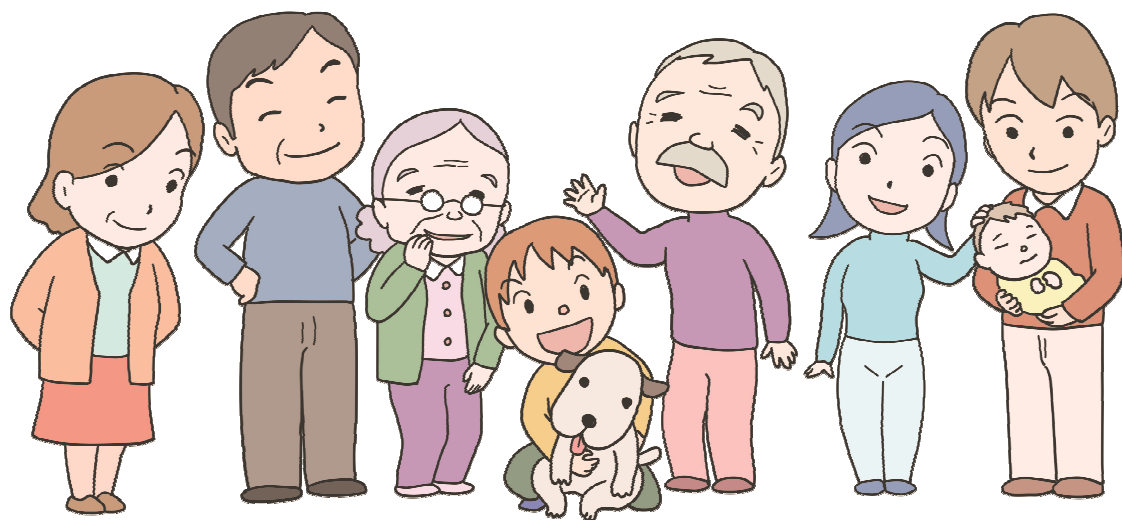


第8期西尾市高齢者福祉計画
介護保険事業計画

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで



令和3(2021)年 3月

西 尾 市

はじめに

平成12（2000）年に創設された介護保険制度は、これまで改正を行いながら様々なサービスの充実により私たちの生活に定着してきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとなっていますが、今後、さらなる高齢化を迎える我が国において、制度の持続可能性を確保していくことが重要なこととなっています。



本市においても少子高齢化が進んでおり、これまで増加傾向にあった人口も、近い将来には減少に転じることが見込まれ、ますます制度を安定的に運営していくための取組が求められるようになってきました。

本市においては、こうした状況を踏まえるとともに「人生100年時代」を見据え、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域で安心して暮らしていけるようにするためのサービスの充実や地域づくり等を進め、支え手と受け手といった枠を超え、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら暮らしていくという「地域共生社会」の実現を図ってまいります。そのためにも、総合的な高齢者施策の展開を図るとともに、介護保険事業の円滑な推進に努めてまいりますので、市民の皆様や関係機関のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様、事業所の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和3（2021）年3月

西尾市長 中村 健

持続可能な地域共生社会の実現へ向けて

国においては、これまで団塊の世代のすべての人が 75 歳以上の高齢者となる令和 7（2025）年を見据えて「地域包括ケアシステム」の構築を目指す方向性が打ち出されており、西尾市においてもこれに基づき総合的な高齢者施策の展開と介護保険事業の推進を図ってきております。今回の計画は、これに加えて介護サービス需要が増加・多様化し、現役世代が減少する令和 22（2040）年という長期的視点を持ったものとなります。



西尾市においても、令和 7（2025）年に前期高齢者割合を後期高齢者割合が上回る見込みであり、要支援・要介護認定者の増加が懸念されるところです。さらには人口減少も相まって、持続可能な介護保険制度を進めることが非常に重要なこととなっております。

また、本計画を策定した令和 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、人々の生活や将来の見通し等が不透明な状況となりました。

本委員会においては、このような社会情勢や西尾市の現状・課題を踏まえた協議を行い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現をめざす計画として、本計画を策定いたしました。

中長期的視点を持って高齢者福祉・介護保険事業を進めるため、皆様のご理解とご協力を賜るとともに、地域の高齢者に対する一層の支援をお願い申し上げます。最後に、本計画策定にあたり、ご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました委員の皆様には感謝申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

会長 宮崎 仁

【目 次】

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 他計画との関係	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
(1)策定委員会による検討	3
(2)アンケート調査の実施	3
(3)庁内ヒアリングの実施	3
(4)パブリックコメントの実施	4
6 第8期計画のポイント	4
(1)介護保険制度改革のイメージ	4
(2)第8期介護保険事業計画策定の基本的な考え方	4
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 市全体の現状	6
(1)高齢者の状況	6
(2)認定者等の状況	10
(3)介護保険サービス等の利用状況	15
2 日常生活圏域の状況	20
(1)本市の日常生活圏域	20
(2)日常生活圏域別の状況	21
3 第7期計画の評価及び課題	23
(1)健康づくりと生きがい対策の推進	23
(2)高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	25
(3)認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	27
(4)安心して利用できるサービス提供体制の構築	29
(5)地域包括ケアシステムの発展	30
(6)介護サービスの適正整備	31
4 アンケート結果からみる課題	33
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	33
(2)在宅介護実態調査	35
(3)事業所調査	36
(4)介護サービス利用アンケート	37

第3章 計画の基本理念及び基本目標	38
1 計画の基本理念.....	38
2 計画の基本目標.....	38
3 計画の施策体系.....	40
第4章 施策の推進	41
基本目標1 地域包括ケアシステムの発展.....	41
(1)地域包括支援センター機能の強化.....	41
(2)地域における支え合いの体制づくり.....	43
(3)在宅医療・介護連携の推進.....	46
基本目標2 健康づくりと生きがい対策の推進.....	47
(1)健康づくりと介護予防の推進.....	47
(2)生きがいづくりの推進.....	49
(3)就労の促進.....	50
基本目標3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築.....	51
(1)人にやさしいまちづくり.....	51
(2)高齢者の住まいの安定.....	52
(3)在宅生活の支援の充実.....	53
(4)緊急時における体制の強化.....	54
基本目標4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進.....	55
(1)認知症施策の充実.....	55
(2)地域における認知症施策の充実.....	57
(3)高齢者の権利擁護の推進.....	58
基本目標5 安心して利用できるサービス提供体制の構築.....	59
(1)介護保険サービスの運営強化.....	59
(2)家族介護者支援の推進.....	61
(3)介護・保健・福祉のマンパワーの確保.....	62
(4)佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開.....	63
基本目標6 介護サービスの適正整備.....	64
(1)居宅サービスの適正整備.....	64
(2)地域密着型サービスの適正整備.....	66
(3)施設サービスの適正整備.....	68
(4)その他の施設の状況.....	69
基本目標7 介護保険料の設定.....	70
(1)サービス見込量の推計の手順.....	70
(2)被保険者数の推計.....	71
(3)要支援・要介護認定者数の推計.....	71
(4)介護給付費等の見込み.....	72
(5)介護保険料の算出.....	75

第5章 計画の推進に向けて	77
1 計画の進捗把握と評価の実施	77
2 保険者機能強化推進交付金等の活用	77
3 計画推進体制の整備	77
(1)連携及び組織の強化	77
(2)保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働	77
(3)福祉分野における横断的な連携	78
(4)県及び近隣市町との連携	78
参考資料	79
1 計画策定の経緯	79
2 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則	80
3 策定委員会名簿	81
4 用語説明	82

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の背景と目的

平成 19（2007）年、我が国では総人口に占める 65 歳以上人口の割合が 21%を超え、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。また、平成 29（2017）年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果によれば、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、令和 18（2036）年には総人口に占める高齢者の割合が 33.3%となり、「3人に1人が高齢者」になると推計されています。

高齢化が進む中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12（2000）年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。しかし、要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担等、様々な課題は未だ山積しています。さらに今後は、高齢者のさらなる増加、現役世代の減少が見込まれることから、制度の持続可能性を確保していくことがより一層、重要となっています。

このような中、これからの地域のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。令和 2（2020）年 6 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保及び業務効率化等の取組を推進する方向性が示されました。

西尾市（以下、本市）では、平成 30（2018）年 3 月に「第 7 期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、日常生活の場となる圏域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合的な施策を推進してきました。今後も、こうした流れを継承しつつ、自立支援・重度化防止の取組や認知症施策、介護人材の確保等に関する取組を進めていく必要があります。

今回策定する「第 8 期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画）は、「第 7 期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、本市の特性等を踏まえて策定します。また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年も見据えながら、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」づくりに向けた施策を展開します。

2 計画の位置付け

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の8、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に基づき策定するものです。本市では、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

■根拠法

老人福祉法第20条の8

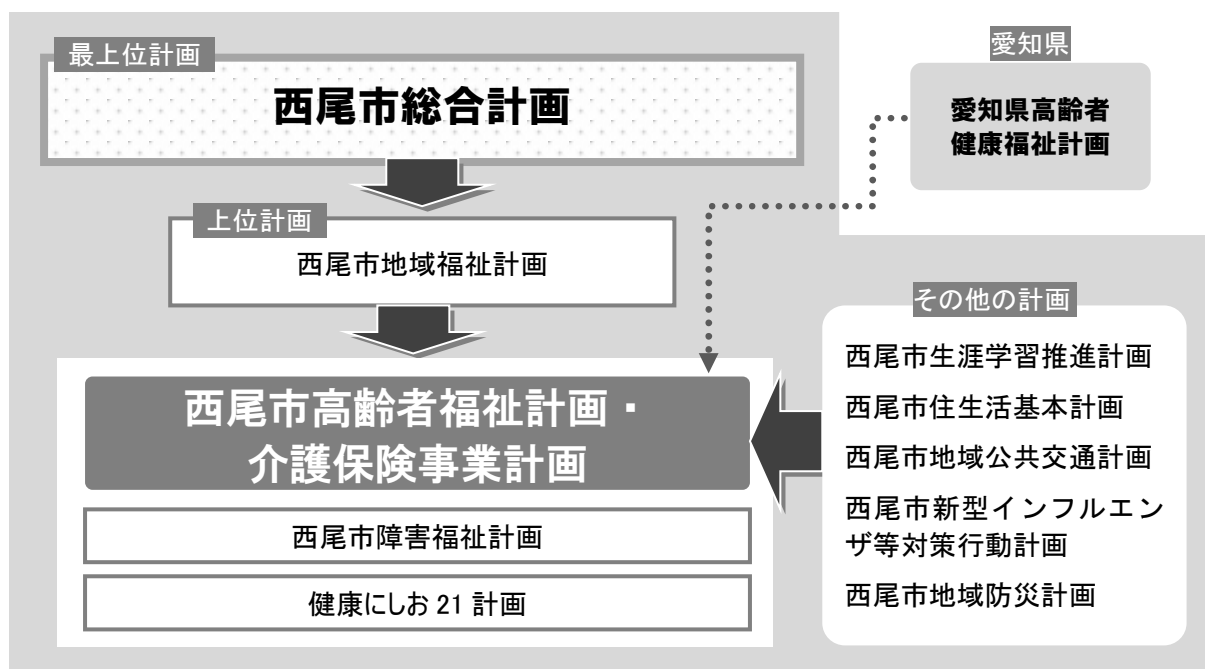
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他計画との関係

本計画は、「西尾市総合計画」を本市の最上位計画、「西尾市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置付けるほか、その他の関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027		2040
計画期間		第7期			第8期（本計画）				第9期			

5 計画の策定体制

（1）策定委員会による検討

本計画は、学識経験者、医療・福祉関係者、公募による委員等で組織する「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において内容を審議し、それぞれの委員からの意見等を計画に反映しました。

（2）アンケート調査の実施

本市の被保険者である高齢者の声を計画に反映するため、令和元（2019）年度にアンケート調査を実施しました。さらに、新たな課題である介護人材等に関する課題を把握するため、市内の介護保険事業所に対するアンケート調査を実施しました。

【調査種別】

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護認定を受けていない高齢者対象）
- ・在宅介護実態調査（自宅で生活している要支援・要介護認定者対象）
- ・事業所調査（市内介護サービス事業所対象）
- ・介護サービス利用アンケート（要支援1・要支援2の方対象）

（3）庁内ヒアリングの実施

第7期計画に位置付けられている施策や事業に対するこれまでの推進状況と評価、今後の方向性を把握することを目的に、令和2（2020）年6月に、関連する課に対するシート調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

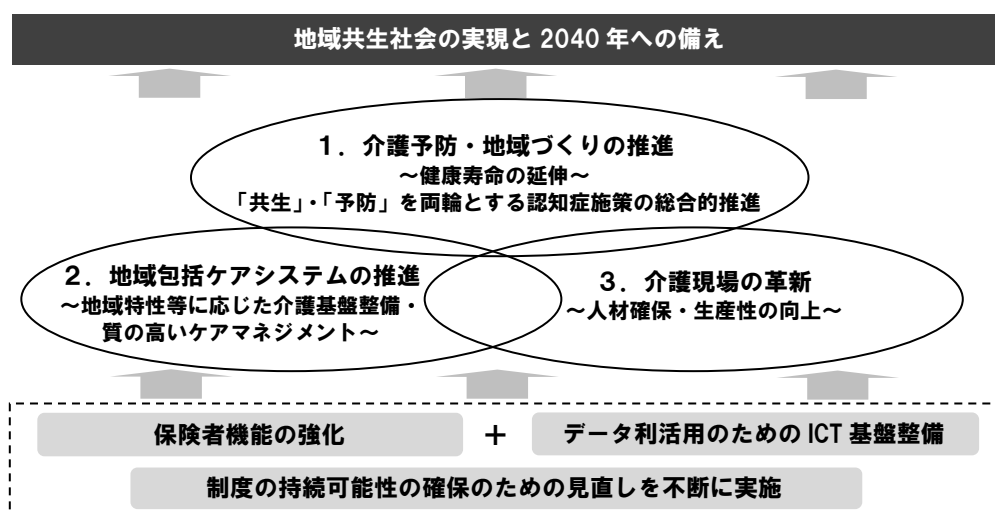
本計画についての意見を得るため、市民等を対象にパブリックコメントを実施しました。(令和2(2020)年12月23日(水)～令和3(2021)年1月21日(木)まで)

6 第8期計画のポイント

本計画は、国から示された制度改革の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

令和22(2040)年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現をめざしていく必要があります。

(1) 介護保険制度改革のイメージ



(2) 第8期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

② 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」について記載

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、5つの柱に基づき記載
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第2章 高齢者を取り巻く現状

※第2章に係るグラフ・表の数値において、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがあります。

1 市全体の現状

(1) 高齢者の状況

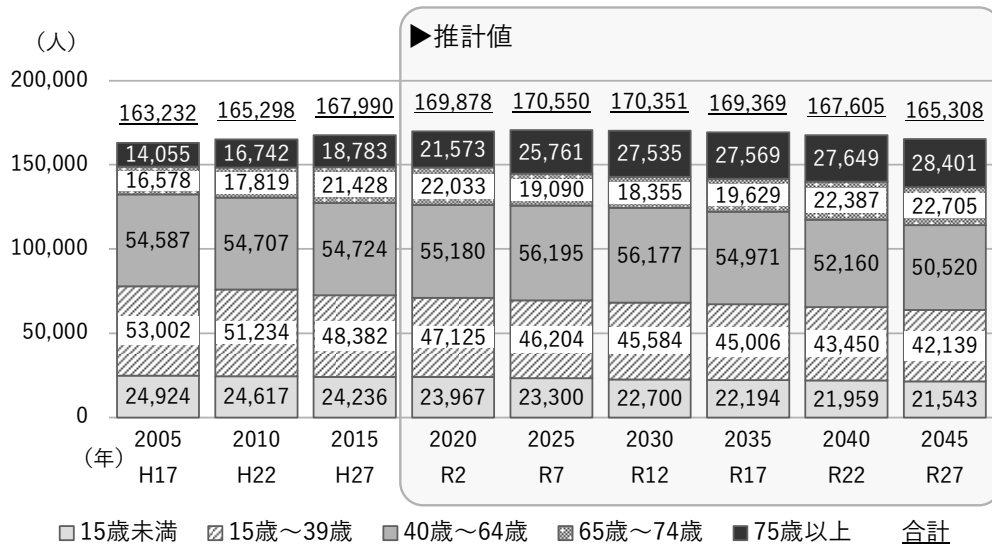
① 年齢区分別人口の推移・推計

本市の総人口は現在増加傾向にあります。推計によれば令和7（2025）年をピークに減少に転じることが見込まれています。人口構成は高齢者人口が継続して増加する一方、年少人口、生産年齢人口は継続して減少します。

高齢化率は継続して上昇傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが見込まれます。団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には高齢化率が26.3%となり、令和27（2045）年には30%を超える見込みです。

また、高齢化率を全国や愛知県と比較すると、全国よりも推移・推計値はいずれも低く、愛知県とは同程度で推移し、令和17（2035）年以降は愛知県との差が開き、下回ると推計されています。

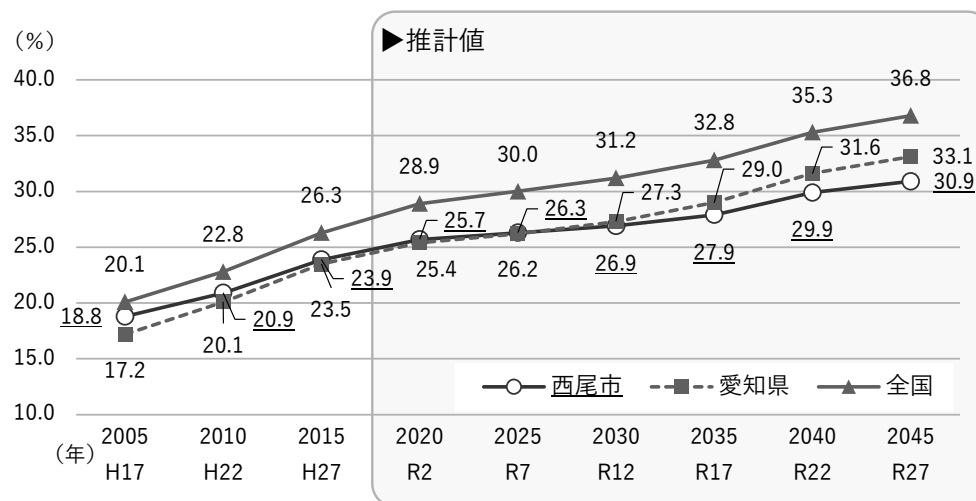
■ 年齢区分別人口の推移・推計



資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」（合計には年齢不詳人口を含む）

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■高齢化率の推移・推計（国・県比較）



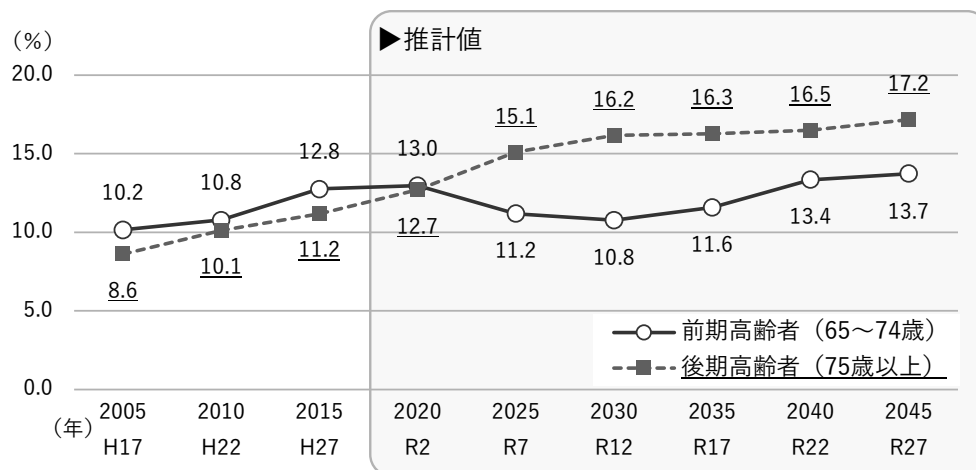
資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

② 前期・後期高齢者割合の推移

高齢者人口のみに着目してみると、令和7（2025）年に65歳～74歳未満の前期高齢者割合を75歳以上の後期高齢者割合が上回る見込みです。後期高齢者人口割合の伸びは、平成17（2005）年から令和7（2025）年までの20年間で大きくなっていますが、令和7（2025）年から令和27（2045）年にかけてはやや増加率は鈍化すると考えられます。

■総人口に占める前期高齢者・後期高齢者の割合の推移・推計

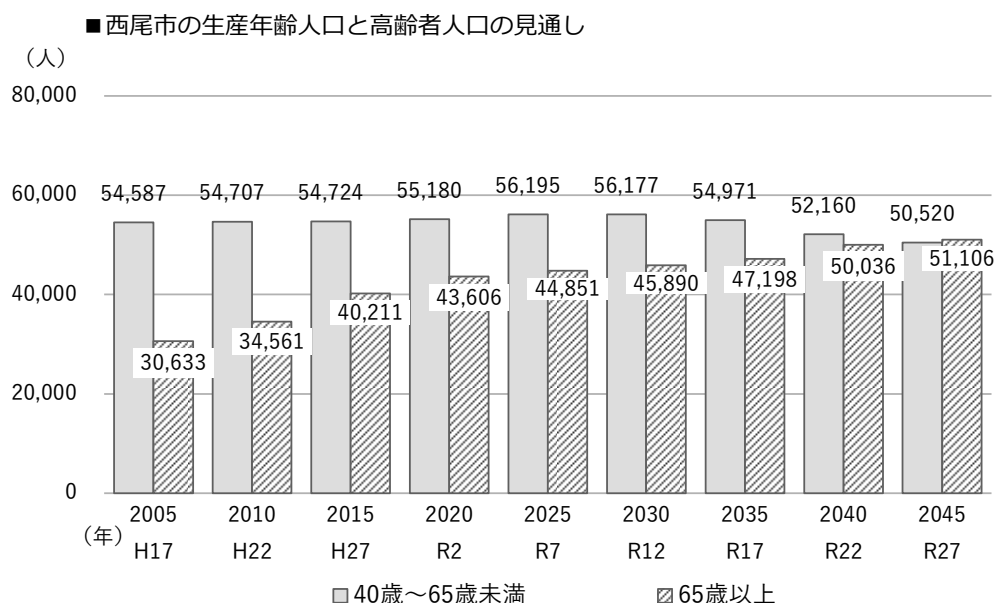


資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

第2号被保険者である40歳～65歳未満の人口は令和17（2035）年までほぼ横ばいで推移しますが、65歳以上人口は継続して増加するため、その差は縮まっていき、令和27（2045）年に逆転する見込みです。

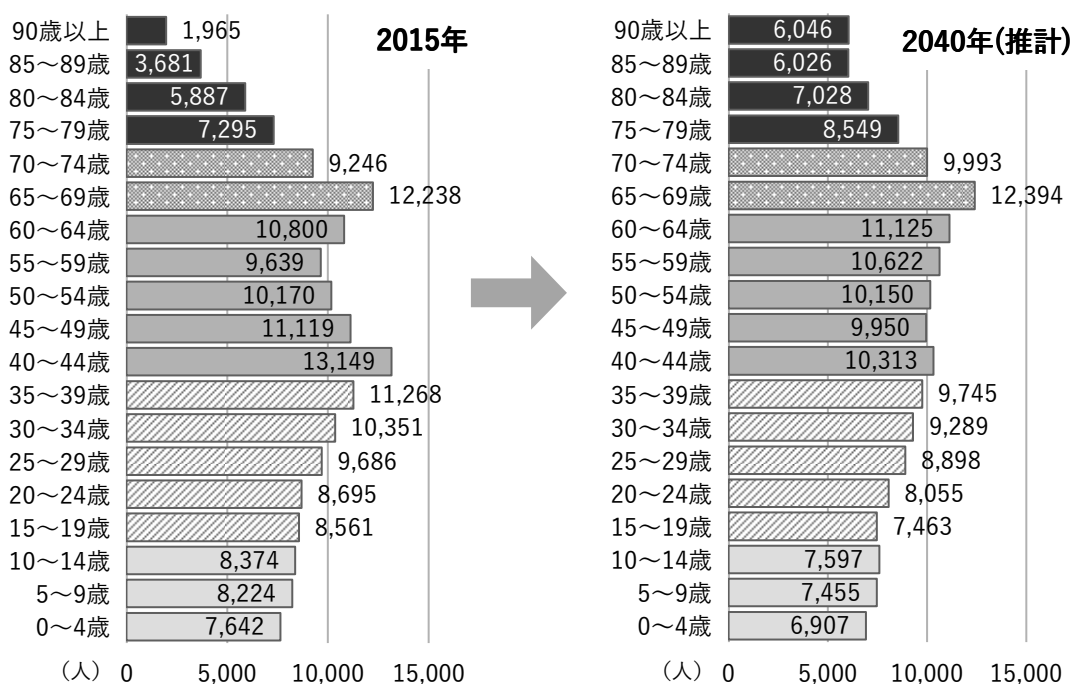
本計画の長期的な目標年度である令和22（2040）年の人口ピラミッドは、高齢層に比重が高い形状になることが予測されます。



資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」

資料：2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■西尾市の人口ピラミッド



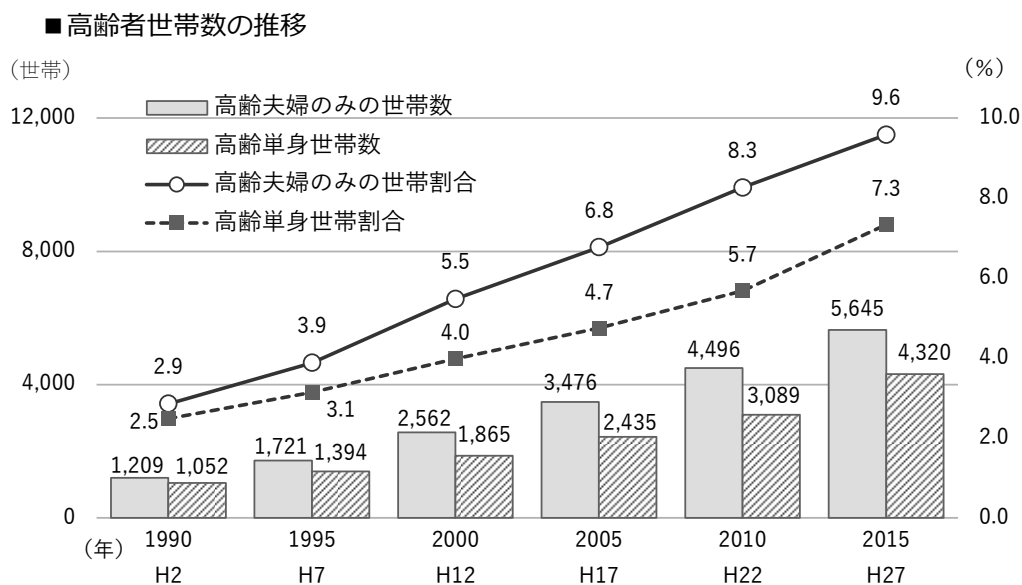
資料：2015年、総務省「国勢調査」

資料：2040年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

③ 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯の状況を国勢調査でみると、平成 27（2015）年時点で高齢夫婦のみの世帯が 5,645 世帯、高齢単身世帯が 4,320 世帯となっています。

経年でみると、特に高齢夫婦のみの世帯で増加率が高くなっています。



資料：国勢調査

【課題のまとめ】

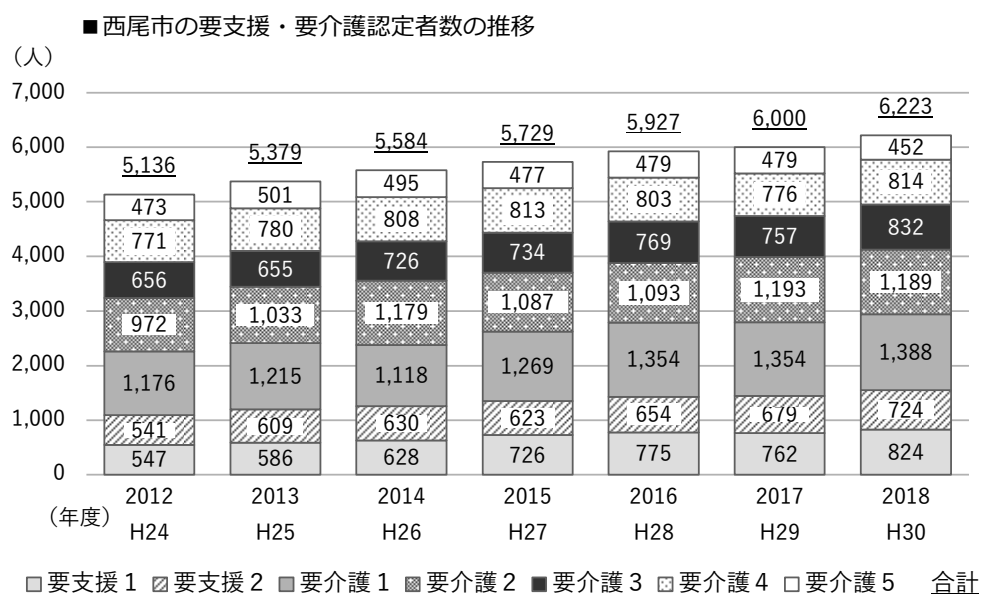
- 高齢者が増加し続ける一方で、支え手となる 65 歳未満の現役世代の人口は減少していきます。
- 高齢者人口は増加し続けるものの、これまでよりも増加率は鈍化します。また、認定率が高まり、重度者が多くなると考えられる後期高齢者人口は令和 17（2035）年以降大きく増加することはない、横ばい～微増で推移します。
- 以上のことから、介護保険財政を安定的に運用できるようにするために、高齢者数や認定者数、制度を支える現役世代の人口等の動向から介護需要のピークを見極めて、より効率的なサービス提供を行うことが求められます。
- また、令和 27（2045）年以降は高齢者数が減少すると考えられるため、介護サービス自体のニーズが減少に転じる可能性もあります。そのため、第 8 期計画においてはより中・長期的視点で在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスのバランスを考慮し、介護資源の適正な配分を考えていく必要があります。
- 高齢者のみの世帯が増加していることから、移動や生活支援、見守り等のニーズが高まる可能性があり、関連するサービスや地域における支援体制の充実を図っていく必要があります。

(2) 認定者等の状況

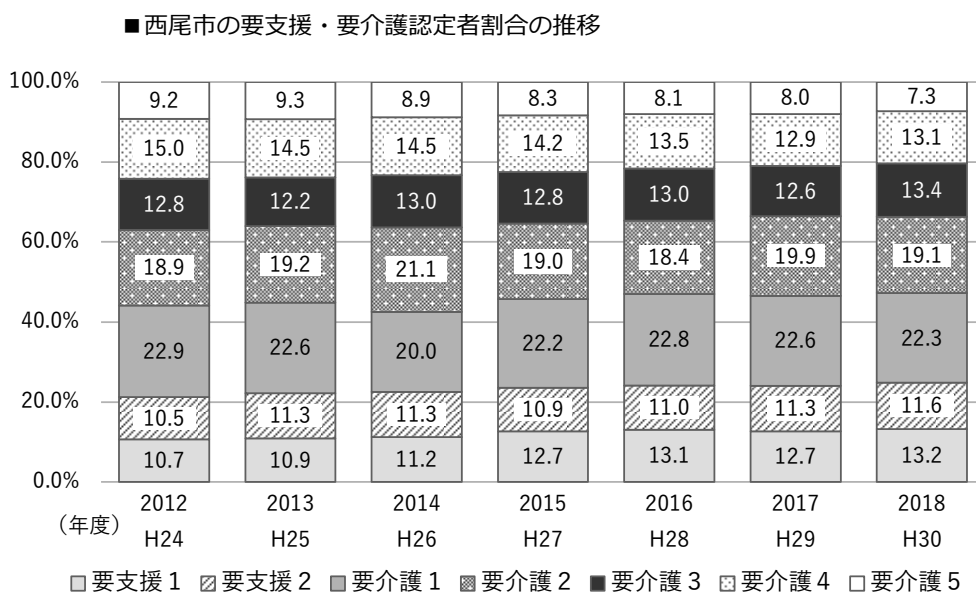
① 要支援・要介護認定者の推移

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数をみると、平成30(2018)年度末時点で6,223人となっており、平成24(2012)年度から1,087人増加しています。

また、要支援・要介護認定者の割合をみると、平成24(2012)年度以降、要介護4及び要介護5の割合が低くなっており、要支援と要介護1のいわゆる軽度者の割合が増加しています。



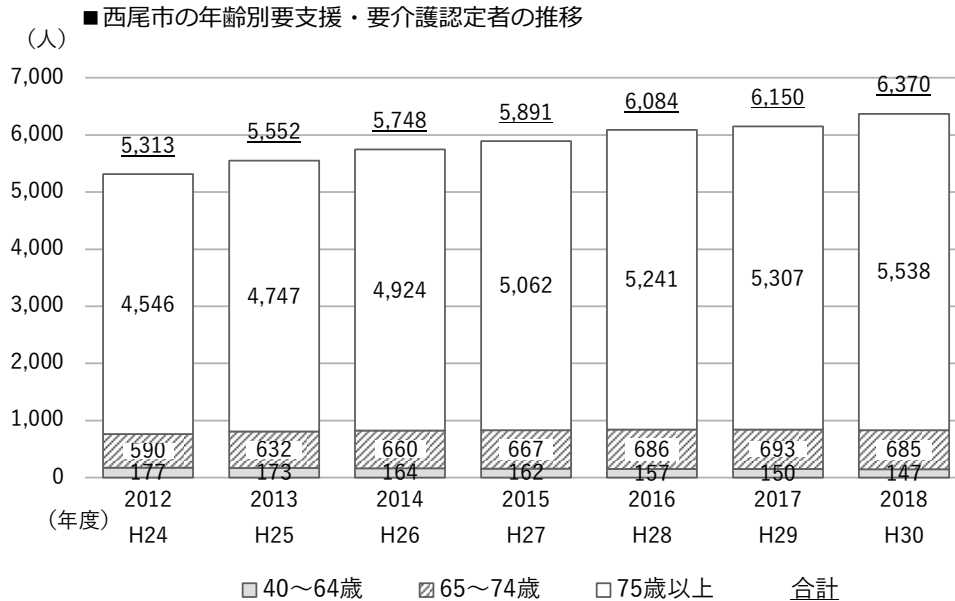
資料：介護保険事業状況報告（年報）※各年度末現在



資料：介護保険事業状況報告（年報）※各年度末現在

② 年齢別要支援・要介護認定者

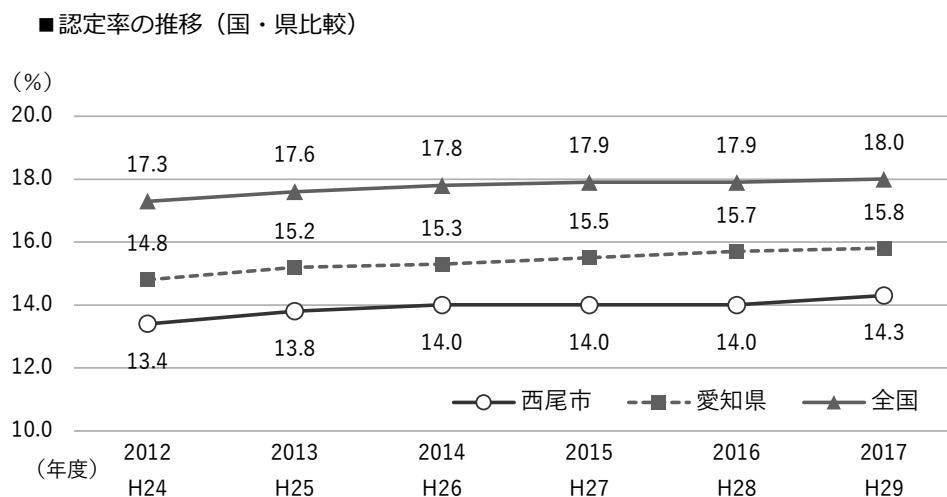
年齢別の要支援・要介護認定者数をみると、平成 30（2018）年度には 75 歳以上の後期高齢者は 5,538 人となっており、認定者全体の 86.9%を占めています。



③ 要支援・要介護認定率

要支援・要介護認定率の推移をみると、平成 25（2013）年度から平成 28（2016）年度にかけて横ばいであったものの、平成 29（2017）年度以降は増加しています。

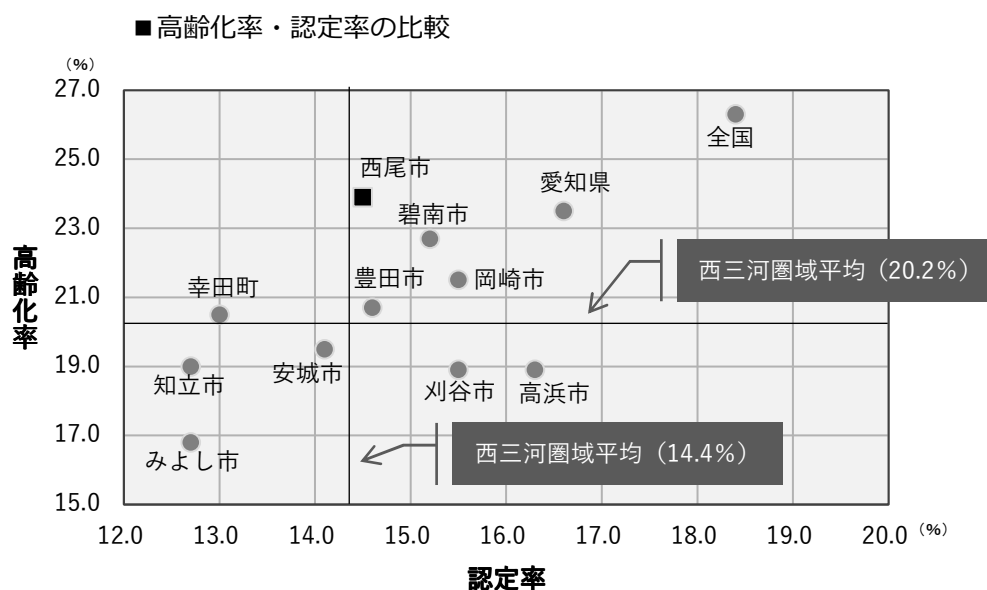
国、愛知県と比較すると、本市の認定率は低く推移しています。



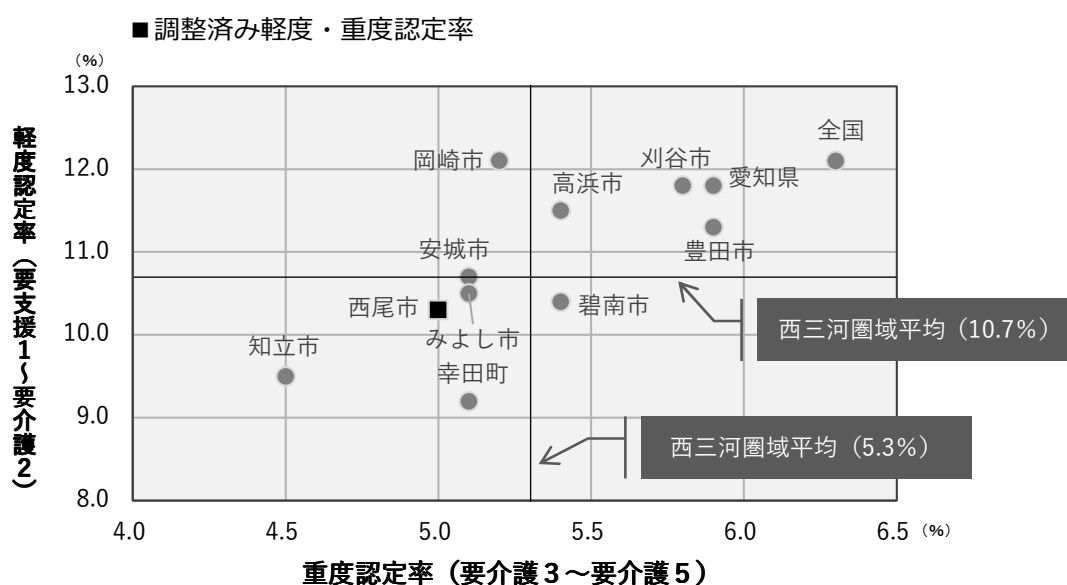
④ 認定率等の近隣市との比較

本市の高齢化率と認定率の分布を西三河圏域の自治体及び全国、愛知県と比較すると、認定率は西三河圏域の自治体と比較してほぼ中間に位置している一方、高齢化率は西三河圏域の自治体と比較して最も高くなっています。

また、本市の調整済み軽度・重度認定率を比較すると、いずれも西三河圏域の自治体と比較して低くなっています。



資料：認定率、介護保険事業状況報告月報（令和2年）
高齢化率、国勢調査（平成27（2015）年）



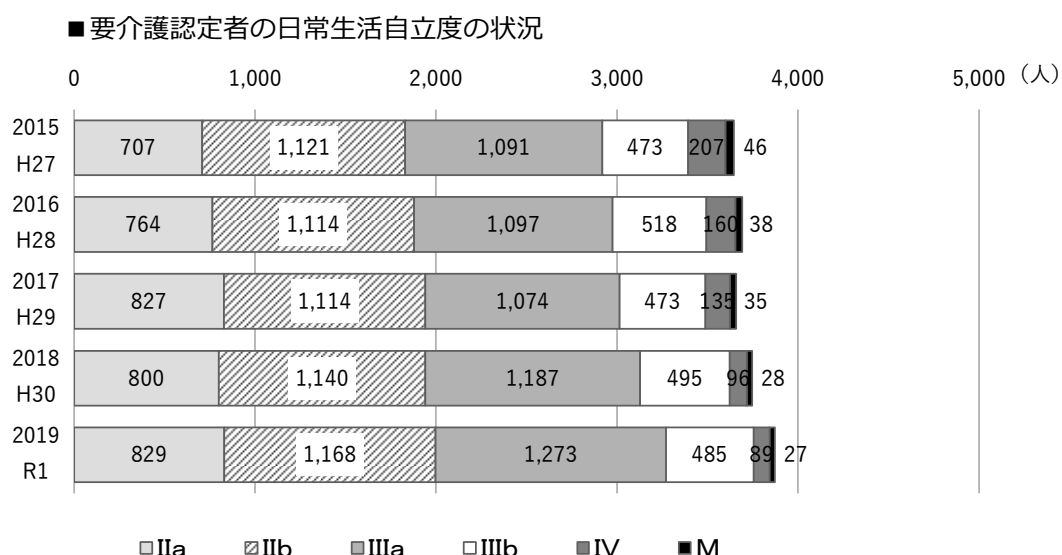
資料：介護保険事業状況報告、住民基本台帳

注1：調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外した認定率を指す。

注2：軽度認定率は要介護2以下、重度認定率は要介護3以上を指す。

⑤ 高齢者の日常生活自立度

要介護認定者のうち、認知症（日常生活自立度が「Ⅱ」～「Ⅳ」）の高齢者数の推移をみると、平成 30（2018）年以降、微増傾向となっています。また、「Ⅱb」及び「Ⅲa」が多くを占めており、特に平成 30（2018）年から令和元（2019）年にかけて、「Ⅲa」の人数が増加しています。



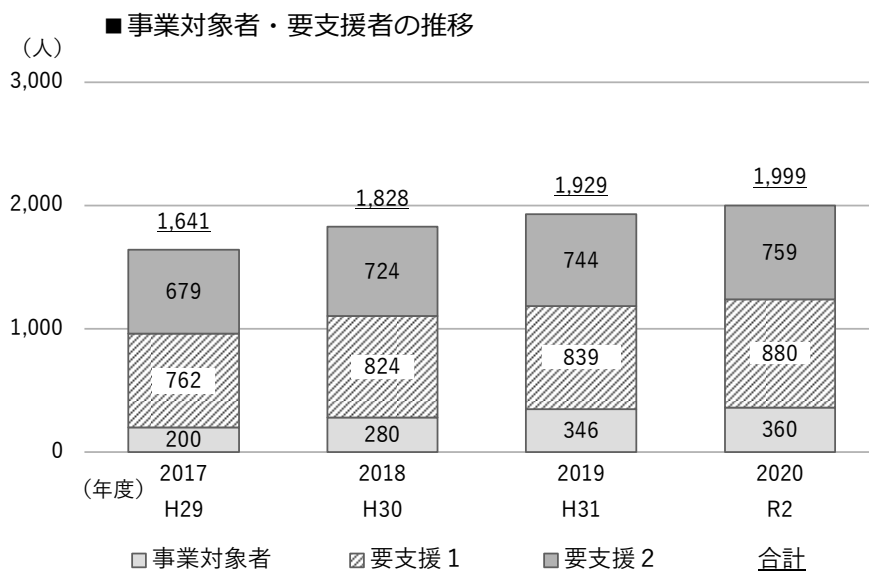
■ 判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

⑥ 事業対象者・要支援者数の推移

本市では、平成 29（2017）年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業については、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的に、事業対象者（基本チェックリストに該当し、地域包括支援センターによるアセスメントの結果把握された対象者）と、要支援 1、2 の人に対して緩和型の通所・訪問サービスと短期集中型サービスを実施しています。事業の対象者は年々増加傾向にあります。



【課題のまとめ】

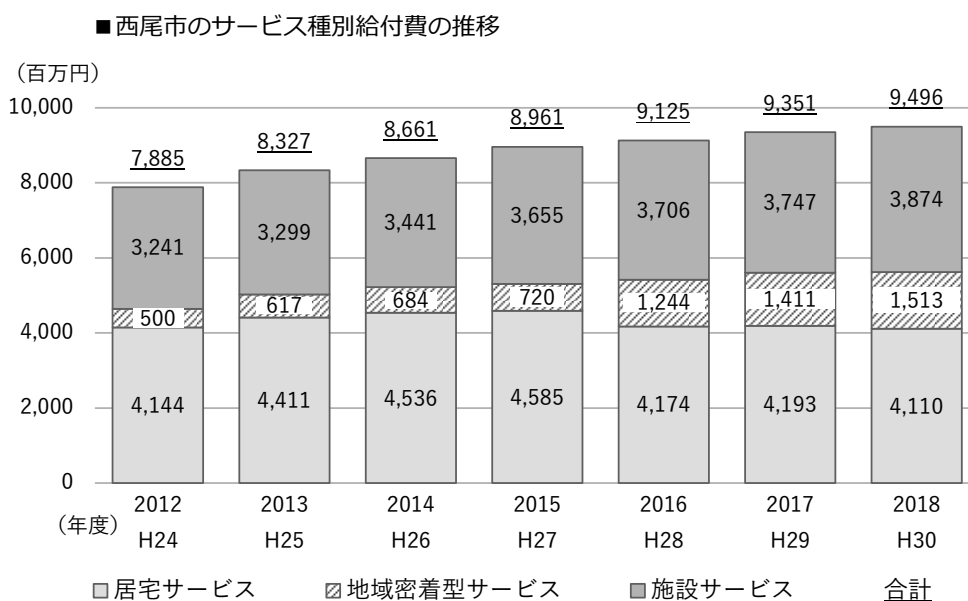
- 認定者数は年々増加しており、特に軽度の認定者（要支援、要介護 1）の割合が高まっています。認定者の半数近くを占める軽度者が重度化しないよう、自立支援・重度化防止の視点を持ったケアマネジメントや適切な介護（介護予防）サービス、インフォーマルサービスの利用の促進を図っていく必要があります。
- 要支援・要介護認定者の大部分は 75 歳以上の後期高齢者であり、人口推計によれば、本市の後期高齢者の割合は増加していくことから、認定者数も増加することが見込まれます。引き続き健康づくりや介護予防に取り組み、健康寿命の延伸を図っていくことが重要となります。

(3) 介護保険サービス等の利用状況

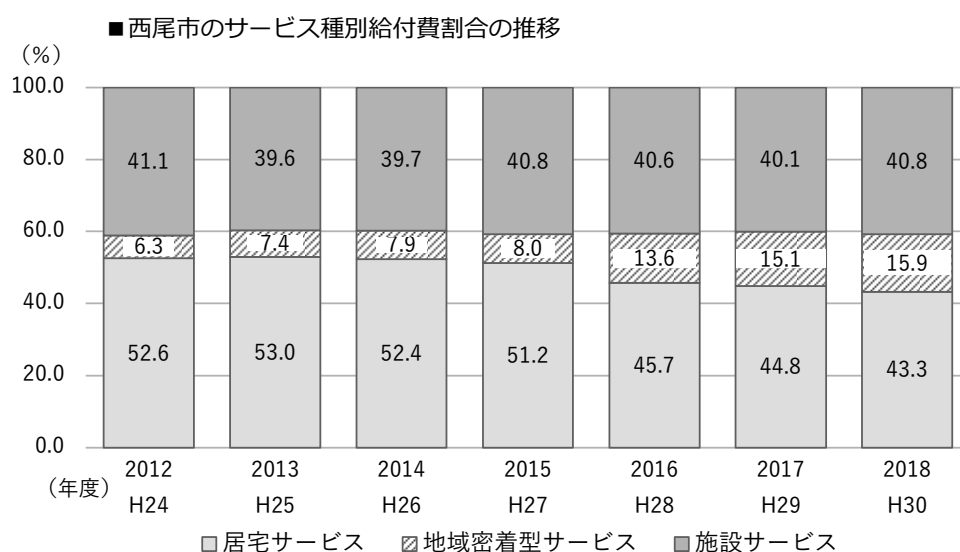
① サービス別給付費

本市の介護（介護予防）サービスの給付費をみると、増加傾向にあります。平成 24（2012）年度から平成 30（2018）年度にかけて、総給付費は約 1.2 倍となっています。

サービス種別の割合をみると、居宅（介護予防）サービスの割合が減少し、地域密着型（介護予防）サービスの割合が増加しています。これは、制度改正により通所介護の一部が居宅サービスから地域密着型サービスへ移行されたことによるものとなっています。施設サービスは給付費全体の約 4 割を占めています。



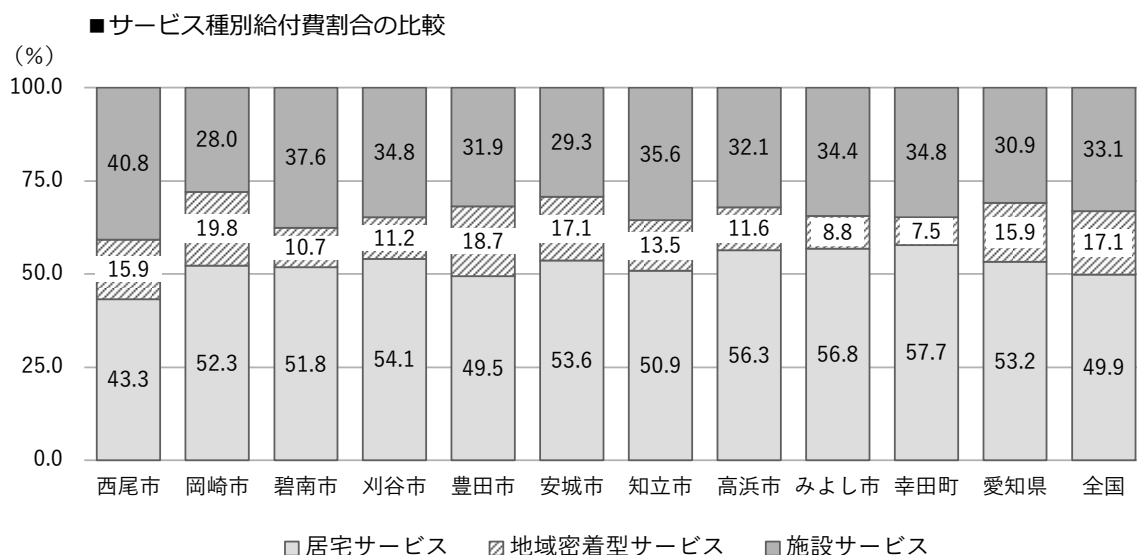
資料：介護保険事業状況報告（年報）



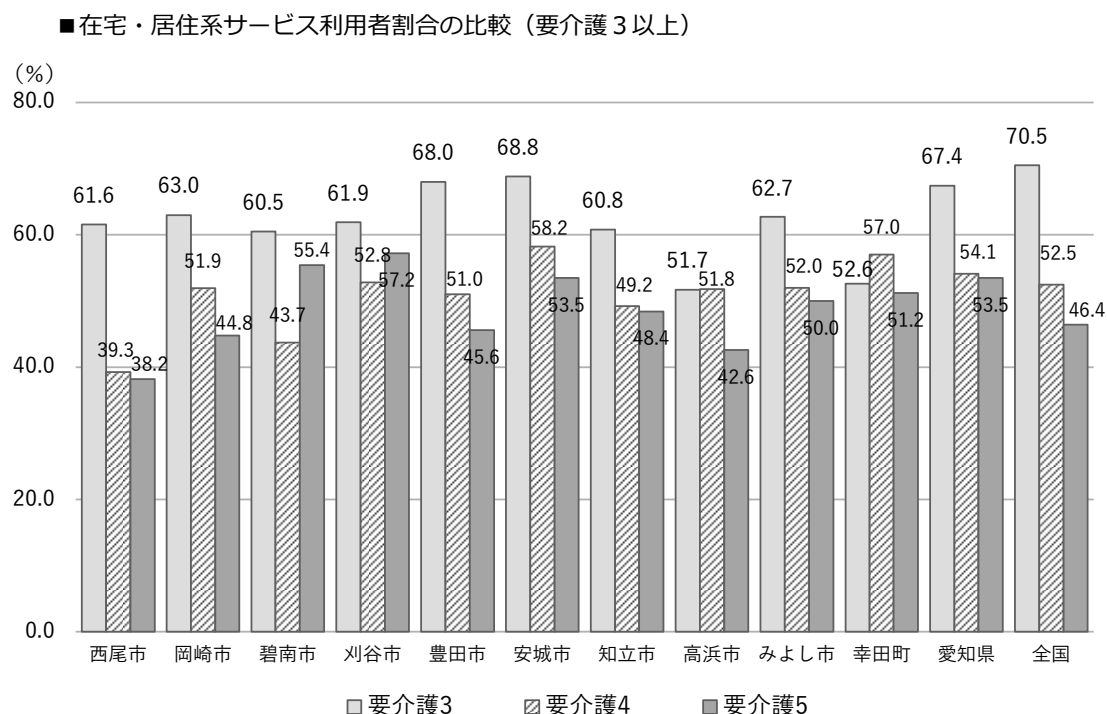
資料：介護保険事業状況報告（年報）

介護給付費に占める居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの割合を西三河圏域の自治体及び全国、愛知県と比較してみると、本市は施設サービスの割合が高く、居宅サービスの割合が低いことが特徴となっています。

また、要介護3以上の認定者の在宅・居住系サービスの利用者割合を比較してみると、本市は要介護4、5で割合が低くなっています。



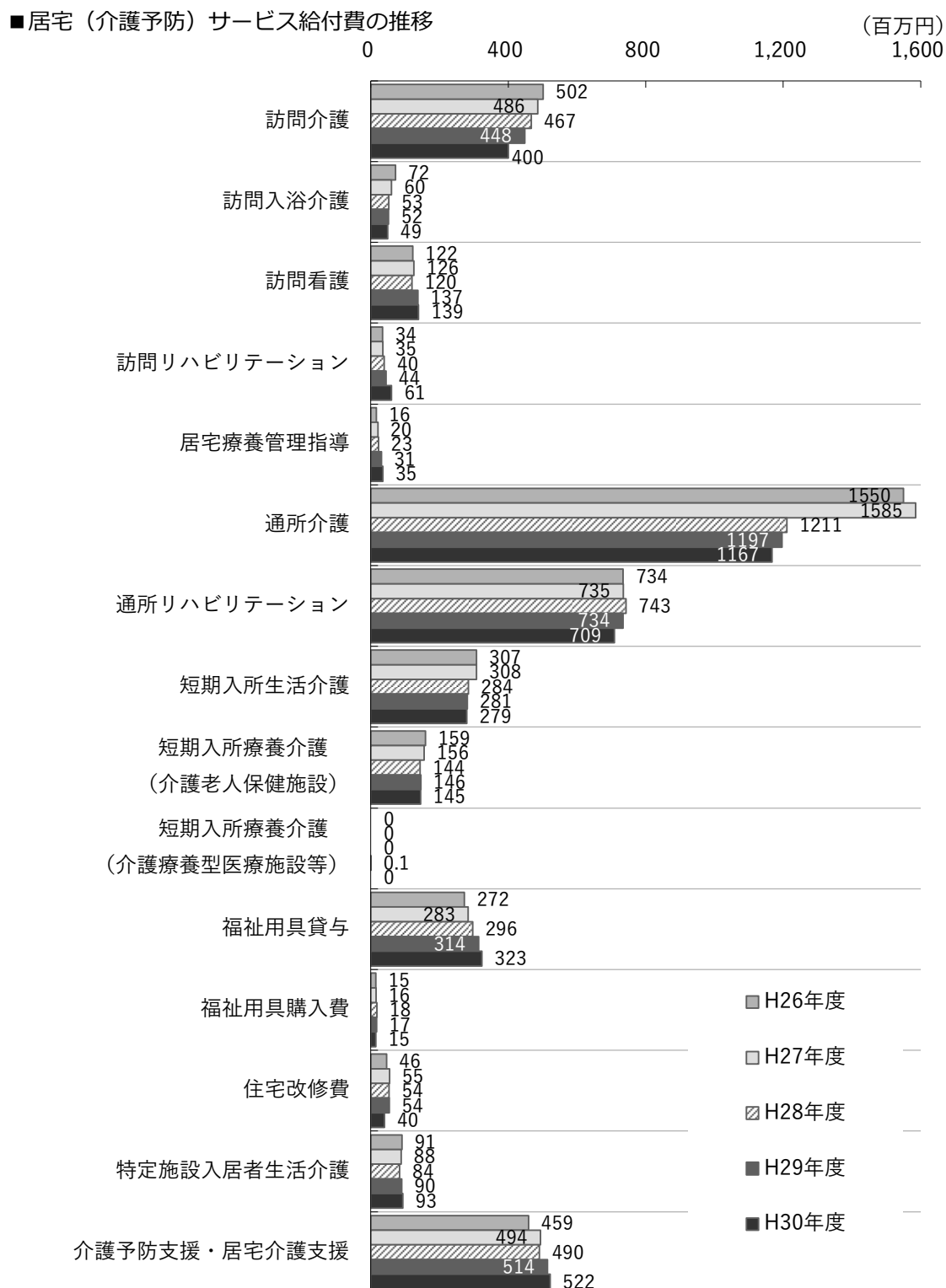
資料：介護保険事業状況報告（H30 年度年報）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

② サービスの利用状況

居宅（介護予防）サービスの給付費は「通所介護」が多くなっていますが、平成 27（2015）年度から平成 28（2016）年度にかけて、制度改正によって地域密着型通所介護に移行したことで給付費が減少しています。

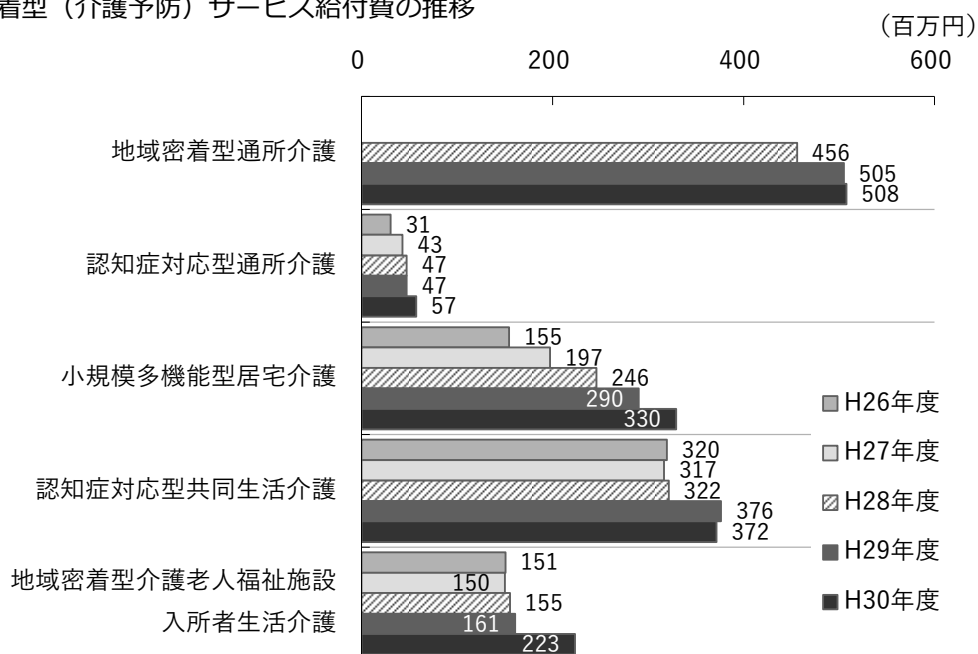


資料：介護保険事業状況報告（年報）

平成 28（2016）年度から制度改正によって通所介護の一部が地域密着型サービスに移行され、「地域密着型通所介護」の利用が始まりました。地域密着型サービスの給付費は「地域密着型通所介護」が最も高くなっています。経年でみると、全体的に増加しているサービスが多く、特に「小規模多機能型居宅介護」の増加率が最も高くなっています。

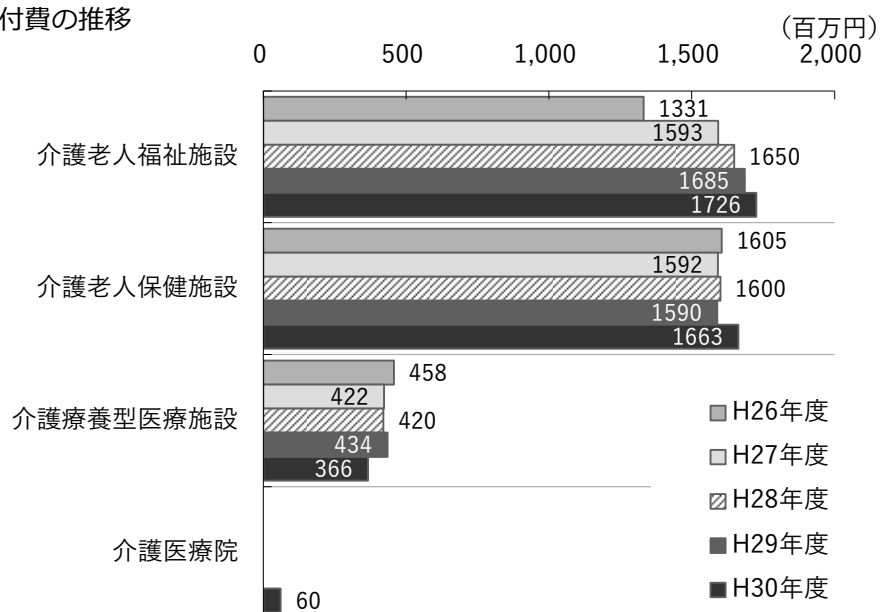
施設サービスの給付費は、「介護老人福祉施設」が継続して増加しており、平成 30（2018）年度で 17 億円を超えています。

■地域密着型（介護予防）サービス給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

■施設サービス給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

③ 施設や住まい等の状況

本市の令和2（2020）年8月1日現在のサービス付き高齢者向け住宅数は、西三河圏域内で最も多くなっています。

		サービス付高齢者向け住宅	有料老人ホーム	合計
西尾市	施設数	19	8	27
	総戸数定員	571	162	733
岡崎市	施設数	17	21	38
	総戸数定員	563	732	1,295
碧南市	施設数	1	1	2
	総戸数定員	22	54	76
刈谷市	施設数	4	17	21
	総戸数定員	197	494	691
豊田市	施設数	13	31	44
	総戸数定員	403	1,093	1,496
安城市	施設数	7	8	15
	総戸数定員	327	394	721
知立市	施設数	1	4	5
	総戸数定員	30	130	160
高浜市	施設数	3	1	4
	総戸数定員	85	33	118
みよし市	施設数	0	4	4
	総戸数定員	0	129	129
幸田町	施設数	2	3	5
	総戸数定員	58	87	145
9市1町合計	施設数	67	98	165
	総戸数定員	2,256	3,308	5,564

資料：西尾市長寿課調べ（令和2（2020）年8月1日時点）

【課題のまとめ】

- 年々介護給付費は増加しており、高齢者人口の推計を踏まえると今後も給付費は増大していくことが見込まれます。
- 本市は現時点で他市町や国・県よりも施設サービスの比重が高くなっており、中・重度者の在宅・居住系サービス利用割合も低いことから、在宅サービスを利用しながら地域での暮らしを継続するための取組も検討していく必要があります。
- 本市は他市町よりもサービス付き高齢者向け住宅が多く立地しており、このような資源も踏まえた高齢者の住まいの検討が必要です。
- 第8期計画においては、方針として「有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」が掲げられています。施設以外も含め、より幅広い視点で高齢者の住まい、サービスの提供を検討していく必要があります。

2 日常生活圏域の状況

(1) 本市の日常生活圏域

本市における日常生活圏域は、地理的・歴史的条件、市民の生活形態、交通網、旧行政区、公共施設の位置、面積等を踏まえ、総合的に勘案して4圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



■日常生活圏域及び地域包括支援センター

圏域名	名称・所在地	担当地区名
西尾北部	西尾市地域包括支援センター東部・ハツ面 花ノ木町2丁目1（西尾市総合福祉センター内）	ハツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター西尾 寄住町洲田18（西尾老人保健施設内）	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31（米津老人保健施設内）	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センター平坂 和泉町22（西尾病院内）	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センター寺津福地 平口町大溝77（特別養護老人ホームせんねん村内）	寺津 福地南部 福地北部
一色	西尾市地域包括支援センター一色 一色町前野新田48-3（西尾市一色老人福祉センター内）	一色
吉良幡豆	西尾市地域包括支援センター吉良幡豆 吉良町寺嶋御手洗31-2	吉良 幡豆

(2) 日常生活圏域別の状況

① 日常生活圏域別人口

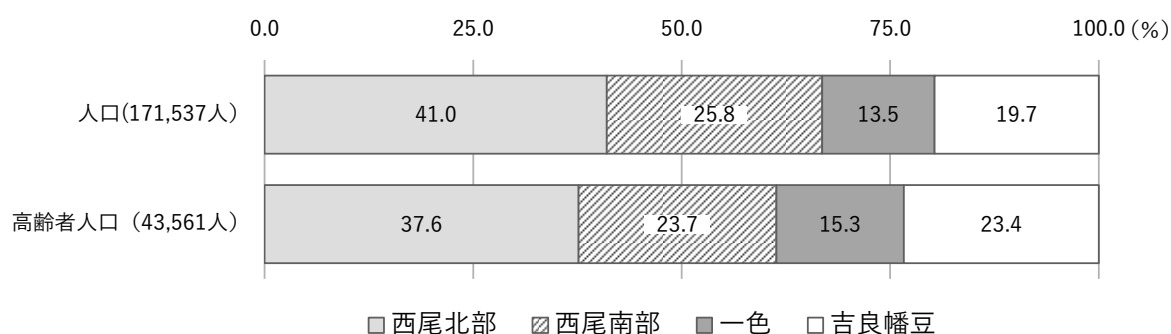
令和2（2020）年10月時点の日常生活圏域別に人口をみると、一色圏域と吉良幡豆圏域で高齢化率が高くなっています。市全体の高齢者人口に占める各圏域の割合をみると、西尾南部圏域と吉良幡豆圏域ではほぼ同じ割合となっています。

■日常生活圏域別の人口及び高齢者人口等の状況

区 分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
人口(人)	70,405	44,213	23,118	33,801	171,537
前期高齢者(人)	8,368	5,284	3,376	5,027	22,055
後期高齢者(人)	8,022	5,041	3,287	5,156	21,506
高齢者人口(人)	16,390	10,325	6,663	10,183	43,561
高齢化率(%)	23.3	23.4	28.8	30.1	25.4

資料：住民基本台帳（令和2（2020）年10月1日）

■総人口・高齢者人口に占める各日常生活圏域別の割合



② 日常生活圏域別世帯状況

日常生活圏域別の世帯状況を見ると、一色・吉良幡豆圏域では高齢者世帯数の総世帯数に占める割合が高くなっています。

区 分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
総世帯(世帯)	28,778	16,794	8,109	12,129	65,810
高齢者単身世帯数(世帯)	3,020	1,605	860	1,404	6,889
高齢者のみ世帯数(世帯)	5,448	3,296	1,831	2,922	13,497
高齢者世帯数(世帯)	8,468	4,901	2,691	4,326	20,386
高齢者世帯率(%)	29.4	29.2	33.2	35.7	31.0

※「高齢者世帯」は、65歳以上の高齢者のみの世帯（「高齢者単身世帯」を除く）

※「高齢者単身世帯」は、65歳以上の一人暮らし高齢者

※「高齢者世帯率」＝「高齢者世帯数」/「総世帯数」

資料：住民基本台帳（令和2（2020）年10月1日）

③ 日常生活圏域別の地域資源

日常生活圏域ごとにサービス提供事業所をみると、人口や高齢者数等の関係から西尾北部圏域に施設が集中しています。

種類			西尾 北部	西尾 南部	一色	吉良 幡豆	計
居宅サービス	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	施設数(か所)	0	1	0	0	1
		定員数(人)	0	40	0	0	40
	小計	施設数(か所)	0	1	0	0	1
		定員数(人)	0	40	0	0	40
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	施設数(か所)	1	0	0	0	1
		定員数(人)	24	0	0	0	24
	小規模多機能型居宅介護	施設数(か所)	7	1	0	1	9
		定員数(人)	185	29	0	29	243
	認知症対応型共同生活介護	施設数(か所)	5	1	1	3	10
		定員数(人)	72	18	9	45	144
	地域密着型介護老人福祉施設	施設数(か所)	2	0	0	1	3
		定員数(人)	49	0	0	29	78
	小計	施設数(か所)	15	2	1	5	23
		定員数(人)	330	47	9	103	489
施設サービス	介護老人福祉施設	施設数(か所)	2	2	0	2	6
		定員数(人)	240	160	0	143	543
	介護老人保健施設	施設数(か所)	4	0	2	0	6
		定員数(人)	420	0	167	0	587
	介護療養型医療施設	施設数(か所)	0	0	1	0	1
		定員数(人)	0	0	8	0	8
	介護医療院	施設数(か所)	1	0	1	0	2
		定員数(人)	55	0	60	0	115
	小計	施設数(か所)	7	2	4	2	15
		定員数(人)	715	160	235	143	1,253
合計		施設数(か所)	22	5	5	7	39
		定員数(人)	1,045	247	244	246	1,782

資料：西尾市長寿課

3 第7期計画の評価及び課題

平成 30（2018）年3月に策定した「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で定めた施策について、取組の評価と課題を、基本目標ごとに示します。

※令和2（2020）年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているものがあります。

※令和2（2020）年度の実績は、（*）印のあるものは令和2（2020）年12月時点、特に印のないものは令和3（2021）年1月時点の実績値となっています。なお、これ以外の時点のものは表内に記載しています。

■「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の施策体系

基本目標	施策
1 健康づくりと生きがい対策の推進	(1) 健康づくりの推進
	(2) 介護予防事業の推進
	(3) 生きがいづくりの推進
2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	(1) 人にやさしいまちづくり
	(2) 高齢者の住まいの安定
	(3) 在宅生活の支援の充実
	(4) 災害等緊急時における体制の強化
3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症施策の充実
	(2) 地域における認知症施策の充実
	(3) 高齢者の権利擁護の推進
4 安心して利用できるサービス提供体制の構築	(1) 介護保険サービスの運営強化
	(2) 家族介護者支援の推進
	(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保
	(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開
5 地域包括ケアシステムの発展	(1) 地域包括支援センター機能の強化
	(2) 地域での見守り体制の強化
	(3) 在宅医療・介護連携の推進
6 介護サービスの適正整備	(1) 居宅サービスの適正整備
	(2) 地域密着型サービスの適正整備
	(3) 施設サービスの適正整備

(1) 健康づくりと生きがい対策の推進

① 健康づくりの推進

高齢期に入る前段階からの健康づくりにより、健康寿命の延伸を図っています。特定健診受診者数は計画値を下回りましたが、65歳から74歳までの受診率は比較的高くなっています。75歳以上の後期高齢者医療健康診査受診者数については、令和元（2019）年度までは計画値を上回って推移していましたが、令和2（2020）年度に減少しています。

がん検診については計画値を下回っています。特に若年層における健診（検診）の受診促進が課題となっています。

■計画値と実績値との比較（令和 2（2020）年度の実績は見込み（以下、同じ））

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
特定健診受診者数（人）	計画値	13,346	14,719	16,103
	実績値	11,875	11,435	5,607
	達成率	89.0%	77.7%	34.8%
		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
がん検診総受診者数（人）	計画値	51,400	52,000	52,600
	実績値	45,409	44,716	32,000
	達成率	88.3%	86.0%	60.8%
		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
後期高齢者医療健康診査受診者数（人）	計画値	5,700	5,800	5,900
	実績値	5,865	6,056	4,240
	達成率	102.9%	104.4%	71.9%
		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
歯科健診受診者数（人）	計画値	1,500	1,600	1,700
	実績値	1,715	1,628	1,300
	達成率	114.3%	101.8%	76.5%

② 介護予防事業の推進

平成 29（2017）年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、高齢者や要支援・要介護状態になる可能性のある人を対象に、市民参加のもとで様々な介護予防や支援事業を行っています。

事業対象者（介護予防プラン作成件数）は平成 30（2018）年度に計画値を下回ったものの、徐々に増加しており、令和 2（2020）年度には計画値を上回っています。今後も高齢者の増加により事業対象者や要支援と判定される人が増えることが予想され、支援体制を強化していく必要があります。

ボランティア登録者数は順調に増加しており、計画値を上回る状況となっています。生活支援サービスの担い手となっている「高齢者支援隊」は徐々に活動が浸透していますが、依頼件数が想定より少ないため、活躍できる場が不足していることが課題となっています。

また、地域の身近な場所で介護予防活動を実施する団体に対して支援を行い、通いの場の充実を図っており、団体数は順調に増加しています。しかし、ボランティアスタッフの高齢化等、担い手の課題がみられています。また、リハビリテーション専門職等の関与を促進する取組として、「西尾リハビリテーションネットワーク」との連携を強化しています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
介護予防プラン件数〔総合事業対象者数〕（件）	計画値	1,699	1,830	1,921
	実績値	1,486	1,804	2,100
	達成率	87.5%	98.6%	109.3%
		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
ボランティア登録者数（人）	計画値	100	150	200
	実績値	174	270	350
	達成率	174.0%	180.0%	175.0%

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
要支援個別訪問アセスメント件数（件）	未実施	57	41
介護予防活動指導回数（回）	7	9	8
「通いの場」団体数（団体）	29	31	38（R2.4.1）

③ 生きがいづくりの推進

シルバー人材センターや老人クラブの活動支援、また、ボランティアやNPOの養成を通じて、高齢者の生きがいづくり活動の活発化を図ってきました。

シルバー人材センターの会員数は計画値を上回っており、高齢者の就労意向が高まっていることがわかります。

生涯学習に関するシニア向け講座数や老人クラブ会員数はともに減少傾向にあります。特に老人クラブについては、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて 685 人、令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて 1,286 人の減少がみられ、年々減少率が高まっています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
シルバー人材センター会員数（人）	計画値	1,140	1,170	1,200
	実績値	1,231	1,268	1,268
	達成率	108.0%	108.4%	105.7%

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
シニア向け講座数（講座）	26	23	11（R2.4.1）
老人クラブ会員数（人）	13,477	12,792	11,506（R2.4.1）

（2）高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

① 人にやさしいまちづくり

本市は市域が広大であり、高齢者の移動支援に関するニーズは高くなっています。令和 2（2020）年 4 月、市の交通政策を見直し、公共交通の再編を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、改善の影響はまだ不透明な状況です。

② 高齢者の住まいの安定

住宅の改修補助や高齢者向け住宅の整備を行っています。住宅改修費助成件数は、計画値を下回っています。

市営住宅は入居者の約半数が高齢者となっており、今後も増加が見込まれます。サービス付き

高齢者向け住宅施設数は 19 施設で、本市は他市町に比べてサービス付き高齢者向け住宅の数が多くなっています。なお、本市の令和 2（2020）年 4 月時点の入居率はサービス付き高齢者向け住宅で 88.2%、有料老人ホームで 73.8%となっており、やや空きがある状況です。養護老人ホーム入所者数は 24～27 人で推移しており、生活支援ハウス入所者数は毎年度数件の実績となっています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
住宅改修費助成件数（件）	計画値	180	185	190
	実績値	109	114	67（*）
	達成率	60.6%	61.6%	35.3%

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
市営住宅改修戸数（戸）	21	32	15
サービス付き高齢者住宅数（施設）	19	18	19
養護老人ホーム入所者（人）	24	27	24
生活支援ハウス入所者（人）	5	2	1（R2.11.1）

③ 在宅生活の支援の充実

地域包括ケアシステムの確立のため、在宅の暮らしを支えるサービスや各種事業を実施しています。配食サービス、高齢者タクシーの利用人数はともに計画値を大きく上回り、また利用人数も増加していることから、今後の充実が求められるサービスであると言えます。緊急通報システムはやや設置件数が減少傾向にあり、住宅用火災警報器の設置については各年度 700 件程度で推移しています。在宅介護サービス利用料の助成件数は一定の利用がみられるものの、計画値を下回っており、ケアマネジャー等への制度の周知等が必要です。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
配食サービス利用人数（人）	計画値	50	75	100
	実績値	264	375	414
	達成率	528.0%	500.0%	414.0%

※制度の改正により利用対象者等が変更になったため、計画値と実績値が大きく乖離しています。

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
緊急通報システム 累計設置件数（件）	計画値	180	190	200
	実績値	161	159	134
	達成率	89.4%	83.7%	67.0%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
高齢者タクシー利用人数（人）	計画値	300	320	340
	実績値	488	604	617
	達成率	162.7%	188.8%	181.5%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
在宅介護サービス 利用料の助成件数（件）	計画値	2,200	2,250	2,300
	実績値	2,019	2,292	2,084（*）
	達成率	91.8%	101.9%	90.6%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
家具転倒防止金具 （器具）累計設置 者数（人）	計画値	190	200	210
	実績値	213	218	222
	達成率	112.1%	109.0%	105.7%

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
住宅用火災警報器累計設置設置件数（件）	701	706	709

④ 災害等緊急時における体制の強化

災害等の緊急時に避難することが難しい高齢者の把握と、地域を中心とした防犯・防災対策を推進しています。名簿に登録している避難行動要支援者は徐々に増加しているものの、同意者の割合が7割弱であるため、必要性等を周知していく必要があります。

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
避難行動要支援者（人）	5,968	6,328	6,359（*）

（3）認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

① 認知症施策の充実

高齢化の進行に伴い、認知症の人や認知症が疑われる人の増加がみられる中、認知症を予防するための事業や、認知症の知識を持って、支援を行える人材育成等に取り組んできました。また、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成及び周知等、認知症に関する総合的な施策を推進しています。

認知症サポーター数は計画値をやや下回っているものの、順調に増加しています。認知症予防事業としてはコグニサイズ（運動と計算、しりとりなどの認知課題を組み合わせた、認知症予防を目的とした取組）を推進しています。事業の開催回数及び参加者数は、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会場が使用できなかったため少なくなっています。

認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）は第 7 期計画期間中に 1 か所整備され、計画値どおりとなっています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
認知症サポーター （延人数）	計画値	9,000	11,000	11,600
	実績値	9,664	10,681	10,904
	達成率	107.4%	97.1%	94.0%
		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
認知症予防事業開 催回数（コース）	計画値	24	48	48
	実績値	142	138	51
	達成率	591.7%	287.5%	106.3%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
認知症予防事業参加実人数（人）	計画値	480	540	600
	実績値	544	477	99
	達成率	113.3%	88.3%	16.5%

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
グループホーム定員数(人)	計画値	126	144	144
	実績値	126	144	144
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

② 地域における認知症施策の充実

認知症カフェや介護家族交流会の開催等を通じて、認知症の本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を行っています。また、認知症により行方不明となる高齢者を安全に保護するため、西尾警察署の協力のもと、市民の協力を得て「西尾市高齢者おかえりネットワーク」システムを導入しています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
認知症カフェ（か所）	計画値	8	9	10
	実績値	8	9	9
	達成率	100.0%	100.0%	90.0%

③ 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、虐待防止・早期対応の取組や、成年後見制度の利用支援等を実施しています。高齢者虐待等の事案に対しては、介護支援専門員や警察との連携を強化しており、地域包括支援センターを中心とした迅速な相談対応ができています。また、高齢化の進行により認知症高齢者等も増加しており、成年後見制度への関心が高まっています。専門職等が制度への理解を深められるような取組が求められており、令和元（2019）年度には専門職等を対象に「支援困難事例研修会」を開催しました。

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
支援困難事例研修会（参加人数）	実績なし	83	79（R3.2.1）

（４）安心して利用できるサービス提供体制の構築

① 介護保険サービスの運営強化

高齢化の進行に伴い、今後も介護サービスのニーズは高まることが見込まれます。このような中、財源と人材をより効果的・効率的に活用し、介護保険制度への信頼性を高めていくことが重要です。本市においては、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「住宅改修等の点検」「介護給付費の通知」の５つの事業を実施するとともに、サービス事業所への指導や支援等を行い、適切なサービスの確保と費用の効率化を図っています。

② 家族介護者支援の推進

介護に携わる家族介護者の負担は、精神的にも、肉体的にも大きなものであるため、家族介護者支援の取組を推進しています。おむつ支給は一定の利用があるものの、申請者が固定化しています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
おむつ支給枚数 （枚）	計画値	690	700	710
	実績値	688	692	462（＊）
	達成率	99.7%	98.9%	65.1%

③ 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

介護従事者の人材の確保や育成については全国的にも大きな課題となっています。人材育成等に関しては、愛知県や関係者と連携して事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修、従事者相互や多職種との連携強化による意識醸成や課題共有等を実施しています。愛知県が実施する各種取組の周知を進めていますが、十分に活用されているとは言えず、より一層の利用促進が必要となっています。

④ 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

佐久島は離島であることからサービスの利用が困難であり、さらに高齢化率も高い地域となっています。「佐久島情報交換会」を開催し、様々な検討を行うとともに、渡船運賃の助成を行うことで、支援を行っています。

■その他の実績値

	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和 2（2020）年度
佐久島いきいきサービス回数（回）	137	138	107
佐久島いきいきサービス参加者数（人）	13	12	11
渡船運賃利用回数（回）	554	598	422（＊）

(5) 地域包括ケアシステムの発展

① 地域包括支援センター機能の強化

本市は4つの日常生活圏域、7か所の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う重要な役割のほか、地域包括ケアの拠点として、地域の医療・介護・福祉の中心施設となっており、センターの機能強化は地域包括ケアシステムの要となります。総合相談や介護予防ケアマネジメントなどの従来の活動の充実とともに、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の整備や地域ケア会議の開催等にも取り組んでいます。

■その他の実績値

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
総合相談の相談件数(件)	4,812	4,959	4,472
権利擁護の相談件数(件)	519	596	447

② 地域での見守り体制の強化

一人暮らし高齢者の緊急時の連絡先等の把握を行うため、高齢者台帳（シルバーカード）の作成を促進しています。近年の作成件数は5,000件前後で推移しています。シルバーカードは民生委員が訪問調査して作成するため、作成にあたる民生委員の負担等が課題となっています。

■計画値と実績値との比較

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
シルバーカード作成件数(件)	計画値	7,800	7,950	8,100
	実績値	5,254	4,990	5,001 (R2.9.1)
	達成率	67.4%	62.8%	61.7%

③ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者等への支援を行うため、在宅医療・介護等の関係機関との連携を強化するための取組を進めています。

本市では市役所長寿課内に「西尾市在宅医療介護連携支援センター」を設置しており、ここを拠点として、連携のための研修会や会議等を実施しています。しかし、市民への周知・啓発や、幅広い主体の関与等について課題が残っており、さらなる取組が必要です。また、情報共有のためのICTツールについても、より利用しやすいように見直していく必要があります。

(6) 介護サービスの適正整備

介護保険サービスの年度実績と第7期計画値との比較は次のとおりです。（サービス内容の説明は64ページ～68ページに掲載しています。）

■介護給付費の年度実績と対計画比

サービス名		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度		
		計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	訪問介護	407,523	417,456	102.4%	418,566	438,337	104.7%
	訪問入浴介護	63,184	52,823	83.6%	67,833	55,259	81.5%
	訪問看護	158,937	139,622	87.8%	175,024	147,420	84.2%
	訪問リハビリテーション	44,729	53,040	118.6%	49,371	56,720	114.9%
	居宅療養管理指導	35,889	32,942	91.8%	42,889	36,307	84.7%
	通所介護	1,264,807	1,188,013	93.9%	1,325,893	1,219,592	92.0%
	通所リハビリテーション	661,017	661,671	100.1%	731,907	650,634	88.9%
	短期入所生活介護	281,172	279,405	99.4%	296,565	272,286	91.8%
	短期入所療養介護	151,722	147,819	97.4%	155,866	153,529	98.5%
	福祉用具貸与	300,876	290,480	96.5%	316,765	304,844	96.2%
	福祉用具購入費	14,595	12,211	83.7%	15,309	13,415	87.6%
	住宅改修費	36,881	29,159	79.1%	37,911	28,371	74.8%
	特定施設入居者生活介護	90,428	95,922	106.1%	90,468	111,072	122.8%
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	4,048	—	0	4,650	—
	夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
	地域密着型通所介護	520,529	514,615	98.9%	561,790	509,284	90.7%
	認知症対応型通所介護	57,657	57,561	99.8%	58,958	64,126	108.8%
	小規模多機能型居宅介護	454,739	319,183	70.2%	479,380	337,252	70.4%
	認知症対応型共同生活介護	389,394	374,989	96.3%	445,394	364,682	81.9%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	263,025	229,972	87.4%	263,143	263,156	100.0%
施設サービス	介護老人福祉施設	1,702,338	1,735,784	102.0%	1,713,220	1,782,075	104.0%
	介護老人保健施設	1,676,335	1,687,761	100.7%	1,680,109	1,716,912	102.2%
	介護療養型医療施設	389,459	388,484	99.7%	301,477	40,865	13.6%
	介護医療院	89,123	61,560	69.1%	177,280	429,608	242.3%
居宅介護支援		493,295	497,057	100.8%	505,182	505,436	100.1%
合計		9,547,654	9,271,577	97.1%	9,910,300	9,505,832	95.9%

■ 予防給付費の年度実績と対計画比

サービス名		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度		
		計画値 （千円）	実績値 （千円）	対計画比 （％）	計画値 （千円）	実績値 （千円）	対計画比 （％）
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	67	—	0	25	—
	介護予防訪問看護	9,502	9,542	100.4%	9,856	9,903	100.5%
	介護予防訪問リハビリテーション	15,986	12,939	80.9%	23,434	14,439	61.6%
	介護予防居宅療養管理指導	2,727	2,590	95.0%	3,652	3,260	89.3%
	介護予防通所リハビリテーション	76,151	78,077	102.5%	81,431	84,666	104.0%
	介護予防短期入所生活介護	6,521	3,251	49.9%	7,707	2,952	38.3%
	介護予防短期入所療養介護	175	475	271.4%	262	350	133.6%
	介護予防福祉用具貸与	46,074	47,500	103.1%	50,079	52,824	105.5%
	特定介護予防福祉用具販売	2,591	3,014	116.3%	2,826	3,621	128.1%
	介護予防住宅改修	17,636	12,217	69.3%	17,932	16,609	92.6%
	介護予防特定施設入居者生活介護	0	2,110	—	0	2,744	—
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	15,054	12,428	82.6%	16,567	8,095	48.9%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—
介護予防支援		52,421	40,218	76.7%	53,672	43,560	81.2%
合計		244,838	224,428	91.7%	267,418	243,048	90.9%

4 アンケート結果からみる課題

本計画策定の基礎資料とするため、各種アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

■ 調査の実施概要

区 分	対象	調査方法	調査期間	回収状況
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	市内在住の 65 歳以上の方で要介護認定を受けていない方	郵送配布 郵送回収	令和元年 12 月 2 日～12 月 16 日	配布：7,000 回収：4,869 回収率：69.6%
在宅介護実態調査	市内在住の自宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方	調査員による聞き取り調査	平成 30 年 12 月 3 日～令和元年 10 月 24 日	直接訪問により 730 人に実施
事業所調査	市内の介護事業所	インターネットを通じた調査	令和元年 12 月 2 日～12 月 27 日	配布：153 回収：72 回収率：47.1%
介護サービス利用アンケート	市内在住の要支援認定を受けている方	郵送配布 郵送回収	令和 2 年 2 月 3 日～2 月 14 日	配布：1,604 回収：1,025 回収率：63.9%

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

① 身体状況に関すること

- 要介護認定を受けていない高齢者でも、「現在、何らかの介護を受けている」とする割合が 8.5%となっています。介護・介助が必要になった主な原因では、男性で「高齢による衰弱」や「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が、女性では「骨折・転倒」が高くなっており、それぞれに対応した健康づくり・介護予防が必要です。
- 現在治療中、または後遺症のある病気は「高血圧」が 40.5%と最も高く、次いで「目の病気」「高脂血症（脂質異常）」が続いています。「ない」と回答する割合は約 1 割であり、高齢者の大部分が何らかの病気の治療中または後遺症がある状況となっています。
- アンケート結果から各機能のリスク該当者・機能低下者を抽出したところ、「運動器」「転倒」「閉じこもり」「口腔機能」「手段的自立度（IADL）」「知的能動性」「社会的役割」について、いずれにおいても年齢が上がるにつれてリスク該当者・機能低下者の割合が高くなっています。特に 85 歳以上でリスク該当者・機能低下者の割合が高まる傾向にあります。
- 現在の介護予防への取組状況では、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が

19.7%と最も高くなっています。「意識して取り組んでいる」と「少しだけ取り組んでいる」を合わせた、『介護予防に取り組んでいる』人の割合は27.3%となっています。介護予防に対する意識を高めるとともに、具体的な取組方法に関する情報提供等が必要であると考えられます。

- 関心のある介護予防の種類は、「筋トレなど運動能力の向上」「転倒・骨折予防」がともに47.1%と最も高く、次いで「認知症予防」が43.1%となっています。性別でみると、比較的女性の方が関心がある項目の回答が多く、男性に対する働きかけも必要であると考えられます。

② 生活に関すること

- 外出を控えている人の割合は全体で19.3%となっています。年齢が上がるにつれてその割合は増加し、85歳以上では約半数となっています。外出を控える理由は「足腰などの痛み」が最も高くなっていますが、年齢が上がるにつれて「交通手段がない」が高くなっています。高齢者の閉じこもりを防止するためにも、より身近な所での通える場所づくりが必要です。
- 誰かと食事をとにもする機会について、一人暮らしの高齢者では「ほとんどない」が21.8%となっており、約2割で孤食の傾向がみられます。
- 自分で食品・日用品の買物が「できない」人の割合は6.5%、自分で食事の用意が「できない」人の割合は12.1%となっています。ともに85歳以上になるとその割合が上昇するため、高齢化が進むことで生活支援や家事援助、配食等のニーズが高まる可能性があります。
- 仮に介護が必要になった場合に希望する生活では、「自宅で、訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」が52.3%と最も高くなっています。「自宅で、家族や親族などが中心となって介護してほしい」を合わせると68.1%となり、約7割の高齢者が住み慣れた地域での暮らしを希望しています。

③ 社会参加に関すること

- 地域の会・グループ等への参加状況をみると、『参加している』割合が高いものは、町内会・自治会（29.6%）、趣味関係のグループ（26.3%）、収入のある仕事（24.3%）などとなっています。特に収入のある仕事をしている人は65～69歳で41.5%、70～74歳で32.5%となっており、前期高齢者において高くなっています。60代は仕事を継続する人が多く、今後も就労促進の取組においてニーズがあると考えられます。
- 地域づくり活動への参加者としての参加意向をたずねたところ、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた、『参加意向がある』人の割合は52.2%となっています。企画・運営側としての参加意向ではその割合が31.6%となっています。参加者としては半数以上の高齢者が参加意欲を持っているため、参加を促進していくことが重要です。

④ 相談に関すること

- 相談相手（家族や友人・知人以外）についてたずねたところ、「そのような人はいない」が37.9%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が26.1%、「地域包括支援センター・役所」が15.7%となっています。特に男性で「そのような人はいない」が高く、「地域包括支援センター・役所」が低くなっているため、相談窓口の周知等が求められます。
- 認知症に関する相談窓口について、知っている割合は25.8%となっており、さらにこの割合を高めるための周知が必要です。
- 地域包括支援センターの認知度では、「名前は知っているが、どのような活動をしているか知らない」が41.1%と最も高く、次いで「まったく知らない」が29.9%となっています。いざという時に市民に有効に利用してもらえよう、地域包括支援センターの具体的な役割や取組内容も含めて、より一層の周知が必要です。

（２）在宅介護実態調査

① 介護者について

- 主な介護者の年齢は、60代以上が66.3%となっており、老老介護となっている割合が高いことがわかります。
- 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた家族の状況では、家族や親族が仕事を辞めたり、転職したりした割合が6.5%となっています。

② サービスについて

- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「特になし」以外では「外出同行（通院、買い物など）」が20.7%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が17.8%となっています。外出を支援する取組のニーズが高まっています。
- 現時点での施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居を検討している」が17.1%となっており、要介護3以上では3割前後みられます。
- 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等についてみると、「認知症状への対応」が35.6%と最も高く、次いで「日中の排泄」「外出の付き添い、送迎等」がともに25.6%となっています。認知症に関するサービス等の充実が求められています。

(3) 事業所調査

① 介護人材について

- 介護人材の確保についての所感では、「やや不足している」が50.0%、「とても不足している」が29.2%と、合わせて79.2%が人材の不足を感じています。介護人材が不足している主な理由についてみると、「募集しても応募がない」が75.4%と最も高く、次いで「有資格者など、希望する人材が確保できない」が40.4%となっています。介護職を希望する人が増えるような取組が必要であると言えます。
- 外国人従業者を雇う予定については、「予定がある」と「予定はないが検討している」を合わせた、何らかのかたちで外国人従業員が関わる予定の事業所は30.6%となっています。
- 不足している専門職種は「介護福祉士」が51.4%と最も高く、次いで「介護支援専門員」が26.4%となっています。
- 介護人材の不足を解消するための取組として必要だと思うことは、「賃金の増加」が75.0%と最も高く、次いで「介護職へのイメージアップ、社会的地位の向上」が50.0%、「介護労働環境の改善」が45.8%となっています。

② サービスについて

- サービスの質の向上に向けた研修への参加では、「事業所内での研修の実施及び外部の研修に参加」が87.5%、「外部の研修のみ参加」が6.9%となっており、ほとんどの事業所が質の向上に向けた取組を行っています。
- 事業所からみて、市内の介護保険サービスで不足していると感じるものは「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」などであり、いずれも3割を超え、高くなっています。
- 施設サービスについては「介護老人福祉施設」と「介護老人保健施設」において「十分提供されている」と「どちらかといえば提供されている」の合計割合が「どちらかといえば不足している」と「とても不足している」の合計割合を超えています。施設サービスについては、ある程度現在の状況で充足されていると感じている事業所が多いことがわかります。
- 本市で実施していない地域密着型サービスで、ニーズがあるとの回答が多かったものは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」などとなっています。

③ 在宅医療・介護連携について

- 医師や歯科医師、医療機関など、医療との連携状況では、「必要時に取っている」が52.8%、「常に取りっている」が27.8%となっており、合わせて80.6%が連携を取っています。また、

サービス利用者のうち医療行為が必要な方が「いる」割合が70.8%となっており、多くの事業所で医療との連携が必要な状況となっています。

④ 地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターとの連携状況では、「必要時に取っている」が52.8%、「常に取りっている」が38.9%となっており、合わせて91.7%が連携を取っています。地域包括支援センターに充実・強化してほしいと思うことは、「困難事例への支援の充実」が61.1%と最も高く、次いで「相談機会の増加、緊密な情報交換」が47.2%、「情報提供の充実」が38.9%となっています。これらの機能について、充実するための体制整備が求められます。

(4) 介護サービス利用アンケート

- 介護サービスを必要としたきっかけは、「病気・ケガ（入院等）」が53.0%と最も高く、次いで「年齢による老化」が25.6%となっています。何らかの身体上の問題から、サービス利用に移る人が多いことがわかります。
- 現在の介護サービスを利用されている一番の理由は、「心身の維持回復のため」が53.3%と最も高く、次いで「家族を介護で困らせないため」が19.5%となっています。
- 基本的に介護サービスを利用したいと思うかたすねたところ、81.1%が「思う」と回答しており、利用意向が高くなっています。また、心身の状況がある程度回復しても、現在のサービスを利用したいかたすねたところ、「心身状況に合ったサービスを利用したい」が34.7%と最も高く、次いで「回復しても現在のサービスを続けたい」が25.3%となっています。
- 身体機能の強化・維持のため、週1回以上のストレッチなどに取り組めるかたすねたところ、「すでに実施している」が36.1%と最も高くなっています。「実施したいが、できない」と「できない」を合わせた割合は36.5%となっています。「実施していないが、できる」は10.2%となっています。
- 本当の望む暮らしは、「家族などに迷惑を掛けずに暮らす」が35.5%と最も高く、次いで「今のままで良い(年齢とともに身体機能が弱ってもやむを得ない)」が23.5%となっています。

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 計画の基本理念

本市では、これまですべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができる地域づくりをめざし、様々な施策を推進してきました。

第8期計画では、引き続き高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現をめざします。そのため、本計画の基本理念は、第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾」を引き継ぎ、以下のように設定します。

地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾
～高齢者が輝く地域共生社会をめざして～

2 計画の基本目標

本計画の基本目標について、地域包括ケアシステムの発展と地域共生社会の実現に向けて、第7期計画の基本目標を一部踏襲しつつ、新たな制度改正や課題等に対応した取組を推進します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの発展

各圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを段階的に発展させることをめざし、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域の各団体や専門職等が連携し、市民主体の活動を促進することで高齢者が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めます。

基本目標2 健康づくりと生きがい対策の推進

高齢期となる前からの健康増進を促進するため、早期からの健康づくりを推進するとともに、要支援・要介護認定の軽減や重度化の抑制のため、介護予防事業の充実・強化を図ります。さらに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくり等の地域活動を含めた幅広い社会参加や多様な交流の場の整備を進めます。

基本目標 3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

住宅や公共施設、交通機関による移動等、生活環境のあらゆる場面における安心のためのまちづくりを推進します。特に、高齢者の居住については、安定した居住の確保を図るため、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。安心して地域の中で生活できるよう、災害や感染症等に対応することで、高齢者の安全確保を推進します。

基本目標 4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症についての正しい理解を進めた上で、予防や効果的な施策推進を図ります。また、個人の意思が尊重された暮らしのため、高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた支援体制を充実させます。

基本目標 5 安心して利用できるサービス提供体制の構築

持続可能な介護保険事業の運営に努めるとともに、必要な給付を適正に提供し、市内すべての高齢者や介護者が安心してサービスを利用できる体制を構築します。また、そのためにサービス提供に携わる人材の養成・確保とともに、市民活動団体や高齢者自身への啓発や養成も推進します。

基本目標 6 介護サービスの適正整備

介護が必要な高齢者に適正な介護サービスを提供するとともに、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。そのため、介護保険制度に関する普及啓発や介護給付の適正化、介護保険料の収納率向上に取り組みます。

基本目標 7 介護保険料の設定

持続可能な介護保険制度のもとで、安定的に介護保険サービスを提供していくため、令和 7（2025）年や令和 22（2040）年を見据えた介護給付費の見込み量に基づき、第8期計画期間中の介護保険料を設定します。

3 計画の施策体系

基本目標	施策
1 地域包括ケアシステムの発展	(1) 地域包括支援センター機能の強化
	(2) 地域における支え合いの体制づくり
	(3) 在宅医療・介護連携の推進
2 健康づくりと生きがい対策の推進	(1) 健康づくりと介護予防の推進
	(2) 生きがいづくりの推進
	(3) 就労の促進
3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築	(1) 人にやさしいまちづくり
	(2) 高齢者の住まいの安定
	(3) 在宅生活の支援の充実
	(4) 緊急時における体制の強化
4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進	(1) 認知症施策の充実
	(2) 地域における認知症施策の充実
	(3) 高齢者の権利擁護の推進
5 安心して利用できるサービス提供体制の構築	(1) 介護保険サービスの運営強化
	(2) 家族介護者支援の推進
	(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保
	(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開
6 介護サービスの適正整備	(1) 居宅サービスの適正整備
	(2) 地域密着型サービスの適正整備
	(3) 施設サービスの適正整備
	(4) その他の施設の状況
7 介護保険料の設定	(1) サービス見込み量の推計の手順
	(2) 被保険者数の推計
	(3) 要支援・要介護認定者数の推計
	(4) 介護給付費等の見込み
	(5) 介護保険料の算出

第4章 施策の推進

※第4章の「具体的な取組」の名称に【新規】がついているものは、第7期計画に記載がなく、本計画から掲載する取組です。

基本目標1 地域包括ケアシステムの発展

(1) 地域包括支援センター機能の強化

【施策の方向性】

本市の地域包括支援センターは、4つの圏域に7か所設置しています。地域包括支援センターには、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う重要な役割のほか、地域包括ケアの拠点として、地域の医療・介護・福祉の中心施設となっています。

そのため、地域包括支援センターの人員体制の強化等、施設機能の充実を図りながら、地域包括支援センターを軸とした関係機関のネットワークの強化に努めます。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
総合相談件数（件）	4,959	5,000	5,050	5,100
権利擁護に関する相談件数（件）	596	610	620	630
事業対象者数（人）	335	350	365	380

【具体的な取組】

01 地域包括ケアの中心拠点としての活動

高齢者が住み慣れた地域で充実した日々を送れるよう、地域包括ケアの中心拠点として、地域包括支援センターが一人ひとりの高齢者に合わせた総合的な支援を行います。

従来の活動に加え、「インフォーマルサービス」の拡充に力を入れ、地域共生社会実現に向けた機能を担うための支援活動に取り組みます。

また、必要な際に地域包括支援センターを有効に活用してもらえるよう、市民に対するセンターの周知・啓発を進めます。

さらに、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組みます。

02 総合相談

地域において安心できる中心拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、高齢者の保健・医療・福祉等の様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつく

ります。また、高齢者本人やその家族等に対し、相談窓口としての周知を図ります。

03 権利擁護

高齢者が、自らの権利を理解し行使できるように、専門性に基づいた支援をします。

地域における高齢者虐待の早期発見や早期対応、成年後見制度や消費者被害についての周知や啓発等を実施するとともに、高齢者の様々な権利が守られ、安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターが中心となったネットワークを構築します。

04 包括的・継続的マネジメント

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の医療機関等、介護支援専門員及び介護事業所等との連携を支援します。

多職種協働による取組や地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントを推進できるよう、ケアプラン作成技術の指導や個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。

05 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を図ることをめざします。

介護予防のケアプラン作成を担う地域の介護支援専門員に対し、必要に応じて個別指導を行います。

(2) 地域における支え合いの体制づくり

【施策の方向性】

今後、さらなる高齢化の進行により、地域において見守りが必要な高齢者が増加することが見込まれます。そのため、地域で日常的に見守り、支え合う地域づくりを促進するための取組をより一層強化していきます。地域包括ケアシステムの推進及び「地域共生社会」の実現に向け、地域住民や関係団体などが相互に連携し合うことができる協力体制の構築を図ります。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
地域ケア会議の開催回数（回）	76	80	80	80
地域ケア会議における個別事例の検討を行う割合（％）	72.0	72.0	72.0	72.0
多職種協働カンファレンスの開催回数（回）	24	24	24	24
支え合い活動を行う「地域支援団体」数（団体）	3	5	6	7
常設型サロン設置数（か所）	1	3	3	3
「高齢者支え隊」登録者数（人）	292	350	375	400

【具体的な取組】

06 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの実現のため、地域の実情を的確に把握し、地域資源の構築方法や課題解決手段を導き出すための地域ケア会議を定期的を開催します。

地域包括支援センターが中心となり、多職種協働によるネットワークを重要視しながら継続して地域ケア会議を推進し、地域課題の解決に向けた機能的な会議が開催されるよう、内容の充実を図ります。

07 多職種協働カンファレンス【新規】

保険者主催のケア会議として「多職種協働カンファレンス」を定期的を開催し、市全体のケアプランやサービス提供における質の向上と地域におけるインフォーマルサービス等の共有を図ります。

「多職種協働カンファレンス」は「介護予防版」と「要介護版」の2つの場に分けて定期的を開催し、市内の介護支援専門員同士の事例共有や各専門職からのアドバイスを受ける機会とすることで、それぞれのケアプランの見直しや質の向上を図ります。

08 生活支援コーディネーターの活動促進

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、

生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材として、生活支援コーディネーターを配置します。

多様な通いの場の立上げや通いの場を必要とする住民やボランティアとのマッチング等、人と人、人と活動とのつながりを積極的に支援することで、介護予防事業への参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを促進します。

また、医療や介護サービスのほか、民間企業等の様々な関係機関と連携を図りながら、介護予防事業等の拡大に努めます。

09 地域における支え合い・見守り活動の強化（地域支援団体の設置・第3層協議体）【新規】

身近な地域において、地域課題の把握・分析や解決に向けた取組等が主体的に行われ、見守り、支え合える地域づくりが推進されるよう、「第3層協議体」の開催を通じて地域支援団体の活動の活性化を促進します。

生活支援コーディネーター等を中心に、地域の人材や団体活動を総合的に支援し、人材、組織、活動の目的等が明確化した地域から、順次「地域支援団体」の立上げを進めることで、地域における支え合い活動を支援します。

10 住民主体による常設型サロンの運営【新規】

介護サービス以外の通いの場の充実に向け、市内の高齢者であれば誰でも自由に参加できる常設型サロンの設置を進めます。

令和2（2020）年4月1日から、福祉センターで「粋な西尾道場」を、一色老人福祉センターで「粋な一色道場」を開設しており、これらの常設型サロンを活性化させながら、他のサロン等と連動させるとともに、全市に波及させることで、高齢者の外出機会の増加を図ります。また、内容については運営に関わる市民等との協働により、参加者ニーズを踏まえた多種多様な内容の充実をめざします。

11 生活支援ボランティアの発掘と養成

高齢者の生活支援サービスを行うボランティアを小学校区ごとに「高齢者支え隊」としてグループ構成し、名簿登録します。

ボランティアの発掘と養成に努めるとともに活動を広く市民に周知します。ボランティアの活躍の場を生活支援サービス以外にも拡大し、ボランティア意識の高い地域住民が意欲的に行動できるように体制整備を進めます。

また、担い手の拡大に向けた様々な方策の導入について検討を進めます。

12 高齢者生活支援の体制づくり

概ね中学校区ごとに、必要に応じて「高齢者支え隊会議」を開催し、生活支援ニーズについて地域で検討が必要な地域課題について協議し、解決・支援の方法について検討を行い、生活支援体制づくりを促進します。

13 シルバーカード

地域に居住する一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問調査し、高齢者台帳（シルバーカード）を作成し、緊急時の連絡先等の把握を行います。

緊急時の対策や介護・福祉サービスの有効活用のため、一人暮らしの高齢者等の情報を必要時に限って活用します。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

【施策の方向性】

医療及び介護の双方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療及び在宅介護を一体的に提供するために、居宅に関する在宅医療・介護等の関係機関と連携を強化し、情報提供・相談対応・連絡調整等の適正な実施に努めます。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
医療・介護関係者の研修開催回数（回）	1	3	3	3
ICTツール登録件数（件）	20	30	40	50

【具体的な取組】

14 在宅医療・介護サービスの拡大

「西尾市在宅医療介護連携支援センター」を中心に、地域包括支援センター、医師会等と連携を図り、地域の医療・介護関係者が参画する会議等で検討し、情報共有を進めながら在宅医療・介護サービスの一層の拡大を図ります。

また、医師・歯科医師・薬剤師等に積極的に在宅医療に関わっていただけるよう、医療・介護関係者への研修などを行い、在宅医療の充実を図ります。

15 市民に対する医療・介護等の啓発

日常診療において、患者の生活背景を把握し、自己の専門性に応じた医療を提供するとともに、高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療に取り組むかかりつけ医の啓発を進めます。医師会と連携を図りながら、かかりつけ医に関する啓発や、個別相談に対応していきます。

また、講演会等を通じて市民の在宅医療・介護連携の理解を促進するとともに、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）についての情報提供を行い、終末期を含めた今後の医療や介護の方針についての話し合いを促進します。

16 在宅療養支援、医療・介護連携の推進（ICTによるネットワークの見直し）【新規】

入退院を繰り返す患者や医療ニーズの高い要介護者が安心して切れ目のない医療・介護を受けることができるよう、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援するための ICT によるネットワークツールの見直しを行います。

また、ネットワークツールを医療・介護関係者に積極的に活用してもらえよう、情報発信や啓発活動を行います。

基本目標 2 健康づくりと生きがい対策の推進

(1) 健康づくりと介護予防の推進

【施策の方向性】

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加することが予測される中、高齢期となる前からの早期の健康増進を促進して認定者の抑制を図るため、運動機能や栄養状態、こころの健康等の改善とともに、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援しながら心身の健康づくりを推進していきます。

また、高齢者の閉じこもりの防止や生きがいづくり等、総合的な介護予防に資するよう、多様な「通いの場」を充実させるとともに、より多くの高齢者が個々のニーズに合った通いの場や介護予防に取り組める機会に参加できるよう支援します。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
特定健康診査受診率（％）	40.3	55.0	60.0	60.0
特定保健指導実施率（％）	20.7	50.0	55.0	60.0
後期高齢者医療健康診査受診率（％）	28.0	29.0	29.5	30.0
8020 表彰者数（人）	195	200	210	220
「まちの体操教室」開催か所数（か所）	14	22	26	30
「まちの体操教室」参加者数（人）	633	680	700	720
地域リハビリテーション活動支援事業参加者数 （要支援個別訪問アセスメント件数）（人）	57	70	80	90
訪問型・通所型緩和サービス事業所数（事業所）	21	21	22	23

【具体的な取組】

17 健診受診等の促進

40～74 歳の国民健康保険加入者を対象とし、内臓脂肪型肥満に着目して実施する生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導、がん等の早期発見・早期治療のための各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん・結核、乳がん・子宮がん（女性のみ）、前立腺がん（男性のみ））を実施します。さらに、う蝕予防と歯周病予防対策として成人歯科健診を実施します。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データの分析や庁内関係部局間での連携強化を図ります。

18 介護予防把握事業

65 歳以上の一般高齢者を対象に、閉じこもり等何らかの支援を要する人を早期に把握

し、介護予防活動につなげます。対象者の把握にあたっては、関係部局との連携による情報収集及びデータの見える化により実施し、精度を高めます。

令和3年度（2021年度）から、市町村が必要と認める要介護認定者についても総合事業の利用が可能となり、また、サービス単価の上限の弾力化が可能となるため、本市の現状に即し、またサービス利用者の状態の改善につながるような事業の在り方を検討します。

19 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ健康体操、栄養、運動、口腔、認知症に関する正しい知識の普及啓発や介護予防教室の展開に努めます。

住民のニーズを適切にとらえ、幅広い対象に正しい知識の普及啓発をし、ニーズに合わせた介護予防教室の展開を図ります。

20 地域介護予防活動支援事業

住み慣れた地域で気軽に参加することのできる介護予防活動の展開をめざして、住民主体で継続的に活動できる「通いの場」等の介護予防活動の育成及び支援を行います。

地域の特色を生かした「通いの場」の充実に向け、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や団体の立ち上げに関する相談等の支援を行います。

また、各地域で元気な高齢者を対象に「シルバー元気教室」を開催し、介護予防を推進します。

21 まちの体操教室【新規】

介護予防のため運動を必要とする高齢者のために、身近な地域で週1回程度の運動ができる機会として「まちの体操教室」を市内各地域で実施します。「まちの体操教室」においては、参加者同士の交流を通じて地域コミュニティづくりに寄与されるよう支援します。

より多くの高齢者が身近な地域で「まちの体操教室」に参加できるよう、教室の増加を促進します。

22 一般介護予防事業評価事業

介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加状況の把握・分析・評価を行い、結果を基に、利用者のニーズにあった効果的な事業となるよう改善を図っていきます。

23 地域リハビリテーション活動支援事業

介護・医療機関等との連携を強化しながら、地域における出前講座、通所、訪問や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。地域の介護予防活動の質の向上や市全体の介護予防の取組の活性化に向けて、西尾リハビリネットワーク等、専門職との連携を推進します。

また、事業対象者及び要支援者等に対し、リハビリテーション専門職等が自宅に訪問し

指導する「要支援個別訪問アセスメント」を実施し在宅での生活を支援します。

24 訪問型・通所型サービスの充実

訪問型サービスは、身体介護を必要としない方を対象に居宅に訪問して日常生活の支援を行う緩和型サービスを行います。また、専門職が短期間に集中的に支援を行う取組として歯科衛生士による「かむかむ訪問」、管理栄養士による「栄養訪問」を行います。

通所型サービスは、通所介護施設による緩和型デイサービス、接骨院による「ミニデイサービス」、閉じこもり予防を目的とした「いきいきサービス」などを行います。また、専門職が短期間に集中的に支援を行う取組として、健康運動指導士等による「ころばん教室」、リハビリテーション専門職等による「元気アップリハビリ教室」を行います。

(2) 生きがいつくりの推進

【施策の方向性】

高齢者の生きがいつくりや社会参加による心と体の健康づくりに向けて、高齢者の豊富な知識・技能・経験を地域に生かす活動や、生涯学習、老人クラブ等を通じて、高齢者が心豊かに充実した生活を送れるよう努めていきます。

【具体的な取組】

25 生涯学習の促進

高齢者が興味や生きがいを感じる学習の素材や講座の提供の充実に努めるとともに、学んだことを子どもたちや社会に広く還元できる機会も確保し、生涯学習をまちづくりにつなげていく活動を促進します。

講座終了後にアンケートを実施し、結果を踏まえて受講する高齢者のニーズに合わせた学習機会を提供できるよう、講座内容等の充実に努めます。

26 老人クラブ活動の推進

老人クラブでは、高齢者がその知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行うための自主的な集まりの場・機会を提供しています。

老人クラブ活動への支援を通じて高齢者の生きがいつくり、健康づくり、人や地域との交流を推進するとともに、介護予防につながる活動を促進します。

(3) 就労の促進

【施策の方向性】

一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者が積極的に就労などで活躍できる環境を整備します。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
シルバー人材センター会員数（人）	1,268	1,293	1,318	1,344

【具体的な取組】

27 シルバー人材センターの活動の推進

高齢者の就業場所を確保する機関であるシルバー人材センターを今後も支援し、高齢者の就労や社会参加の機会の拡充を促進します。会員数の増加に向けた入会促進と退会抑制を支援し、さらなる就業の拡大を支援します。

28 就労の機会や活動の場に係る情報提供【新規】

高齢者が社会貢献によって生きがいややりがいを持って暮らしていけるよう、シルバー人材センターやハローワーク等の就労関係機関等との連携を強化し、高齢者の就労に関する情報提供や相談機会の充実を図ります。

また、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の設置及び就労活動のコーディネートについて検討を進めます。

基本目標 3 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

(1) 人にやさしいまちづくり

【施策の方向性】

高齢者をはじめ、すべての市民が通院や買い物等の外出をしやすい環境を整備するため、公共交通体制の整備や移動に関する支援を行います。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
タクシーチケットの交付人数（人）	604	666	685	705

【具体的な取組】

29 公共交通機関の整備・充実

「西尾市地域公共交通計画」に基づき、鉄道、渡船、バス、タクシー等が相互に連携し合う地域公共交通体制の充実を図ります。名鉄西尾・蒲郡線、路線バス、ふれんどバス、六万石くるりんバス及びいこまいカーの連携により買い物や通院等の移動支援を行うことで、高齢者が安心して快適に暮らせる環境を整備します。

30 タクシーチケットの交付

交通手段の確保が難しく、引きこもりがちな高齢者が、通院や買い物等のため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。高齢者の運転免許返納者の増加に伴い利用の増加が見込まれることから、利用対象者等を見直しつつ、生活支援体制のあり方を検討します。

(2) 高齢者の住まいの安定

【施策の方向性】

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを、高齢者自らが選択できるよう、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が多様な介護ニーズの受け皿となっている現状を受け、都道府県との連携を強化します。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
住宅改修費助成件数（件）	114	151	158	165

【具体的な取組】

31 住宅改修費助成

介護保険の基準を上回る改修費の一部を助成します。介護保険サービス利用者のために、引き続き事業の実施に努めるとともに、利用者の日常生活の自立を支援し、身体状況に適した住宅改修となるように関係事業者への指導を強化します。

32 高齢者向け市営住宅

所得に応じ、適正な負担で居住を確保します。また、段差の解消やエレベーターの設置等、市営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者等に配慮した環境の整備を進めます。

33 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの情報を市民へ提供します。また、サービスの質を確保するため、苦情や通報に速やかに対応し、必要に応じて愛知県への情報提供を行います。

34 養護老人ホーム

経済的に困窮し、在宅生活が困難な高齢者の入所措置を行い、生活の安定を図ります。

35 生活支援ハウス

家庭環境や住宅事情等により、自宅において生活することが困難な高齢者に一時的に住居を提供し、日常生活の相談等について生活援助員が助言等の支援を行います。

(3) 在宅生活の支援の充実

【施策の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、支援が必要な高齢者に対して、本人やその家族のニーズに応じた生活支援サービスの充実と利用促進を図っていきます。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
配食サービス利用人数（人）	375	495	555	615
緊急通報システム累計設置件数（件）	159	161	163	165
在宅介護サービス利用料の助成件数（件）	2,292	2,526	2,652	2,784
住宅用火災警報器累計設置者数（人）	706	714	718	722
家具転倒防止金具累計設置者数（人）	218	224	227	230

【具体的な取組】

36 配食サービス

在宅の高齢者に対し、希望する日に食事を配達することで、安否確認を行います。利用者が増加しているサービスであるため、高齢者の見守りと生活支援に寄与するよう事業の継続に努めます。

37 緊急通報システムの設置

緊急時に迅速に通報できる緊急通報端末器を設置し、一人暮らし高齢者の緊急事態の対応を図ります。対象となる人への制度の周知を図り、緊急時の対応の充実に努めます。

38 介護保険利用者への助成

低所得者に対し、費用負担の軽減を図るため、在宅介護サービス利用料の一部を助成します。介護事業所の実地指導等を通じて制度内容の周知を図り、適切に制度を利用できるよう支援します。

39 住宅用火災警報器設置

一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、火災が発生した場合、素早い対応が取れるよう、住宅用火災警報器の設置を支援します。地域包括支援センター等を通じて制度の周知を図り、設置件数の増加に努めます。

40 家具転倒防止金具（器具）の取り付け

一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止の金具（器具）の取り付けを支援します。対象となる世帯への制度の周知を図り、防災対策の充実に努めます。

(4) 緊急時における体制の強化

【施策の方向性】

台風等の自然災害による被害が甚大化していることや、特殊詐欺等の高齢者を狙った犯罪が多発していることを受け、高齢者への防犯・防災対策を推進します。

また、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、災害時や感染症の流行期等においても安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう高齢者やサービス事業者等に対する総合的な感染症対策・防災対策に取り組みます。

【具体的な取組】

41 防犯・防災体制の整備

地域包括支援センターや警察、民生委員、町内会等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めます。また、個人情報の保護に留意しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、消防、自主防災会等と情報を共有し、有効な支援ができるような体制を整備します。

42 感染症対策の充実【新規】

市内事業所で感染症が発生した場合に備え、事業所に対して感染拡大防止のための物品の備蓄を促進します。

また、保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めます。

さらに、感染症の蔓延等によりサービス提供の継続が困難になった場合を想定し、サービス提供事業者間の連携強化等を進めます。

基本目標 4 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

(1) 認知症施策の充実

【施策の方向性】

後期高齢者の増加に伴って認知症高齢者のさらなる増加が見込まれるため、「認知症施策推進大綱」の5つの柱（①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開）も踏まえ、認知症への正しい理解や、認知症の発症を遅らせるための介護予防の取組の推進、認知症に備える視点まで含めた効果的な施策推進を図ります。

また、認知症ケアパスの普及や認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの活動を推進し、認知症の人や家族介護者に対して、適切に保健・医療・福祉サービスが提供される仕組みを構築していきます。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
認知症サポーター延人数（人）	10,681	11,500	12,000	12,500
認知症予防事業開催回数（コース）	138	150	160	170
認知症予防事業参加者数（人）	477	550	650	750

【具体的な取組】

43 認知症に関する普及啓発

地域社会全体で認知症の人を支えるため、子どもから大人まで認知症の正しい知識を持つことができるよう、普及啓発に努めます。

44 認知症サポーターの育成・活動支援

地域や学校、職域などの様々な場面で認知症を支援する社会づくりが推進されるよう、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの確保に努めるとともに、実践的な認知症サポーターフォローアップ研修を実施します。さらに、認知症サポーターによる支援チームの形成や支援ニーズに合った活動を促進します。

45 若年性認知症についての啓発

若年性認知症についての正しい知識の普及を進め、若年性認知症の早期発見・早期対応へつなげていきます。また、若年性認知症の人やその家族の相談に対応し、関係機関と連携した支援を行います。

46 認知症予防事業

市民が認知症への関心を持ち、自らが認知症に備えることができるよう、認知症予防事業を展開します。認知症予防としてコグニサイズ、脳活塾、パソコンプログラム、ウォーキングなど多様なニーズにあわせた地域の活動を支援していきます。

47 認知症地域支援推進員の活動促進

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症に対する正しい知識の普及・啓発や、家族や地域住民からの認知症に関する相談やケア方法についての専門的な助言等を行い、相談体制の充実や地域の支援体制づくりを行います。

48 認知症初期集中支援チームの設置・運営

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の症状が強い人、通院を中断した人、受診を拒否している人など、対処が困難な人に対して早期に集中的な支援を行います。

認知症初期集中支援チームにおける会議の開催や医療機関等との連携を通じ、支援が必要な人への支援の充実を図ります。

49 認知症ケアパスの整備

認知症の程度に応じて必要なサービスにつながるよう、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、認知症高齢者を支えるシステムの流れ・内容をまとめた認知症ケアパスの普及を進めるとともに、必要に応じて内容の更新を行います。

(2) 地域における認知症施策の充実

【施策の方向性】

認知症の人本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を進めます。また、全国的に行方不明・身元不明の認知症高齢者が問題となる中で、行方不明等の高齢者を安全に保護するため、地域の見守り体制の整備や関係者との連携を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
認知症カフェ開催か所数（か所）	9	9	10	10
「西尾市高齢者おかえりネットワーク」登録者数（人）	200	300	350	400

【具体的な取組】

50 認知症カフェの開催

孤立しがちな認知症の人やその家族が、地域に溶け込みながら安心して暮らすための施策として、誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェを開催します。

参加者同士の交流を促進するとともに、より参加しやすい環境づくりに向けて開設場所・日時等について検討を進めます。

51 認知症介護家族教室

認知症の人を介護する家族等を対象に、認知症について学ぶ教室を開催します。

本人ミーティング等を通じて認知症の人やその家族等の意見を収集し、内容に反映させることで充実を図ります。

52 認知症介護家族交流会

認知症の高齢者を介護する家族が、仲間づくりや交流を通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を軽くするための交流会を行います。

居宅介護支援事業所や認知症地域支援推進員を通じて、該当される家族の方へ情報が届くように周知を進めます。

53 西尾市高齢者おかえりネットワーク

西尾警察署の協力のもと、市民の協力を得て「西尾市高齢者おかえりネットワーク」システムを導入し、行方不明者の情報をメール配信することで早期発見に結び付けます。

「西尾市高齢者おかえりネットワーク」で配信された対象者の情報を担当地区の認知症地域支援推進員へ情報提供して適切なサービス利用を促し、地域で見守りができる体制を構築します。また、認知症の人やその家族に対し、事前登録についての情報を周知すると

ともに、地域全体で取り組むことで認知症への理解を深め、認知症の人が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

【施策の方向性】

認知症等で判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護や成年後見センターにおける成年後見制度の普及啓発や利用支援を推進します。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っていきます。高齢者虐待を未然に防ぐためにも、住民や事業者等が高齢者虐待を広く理解してもらえるよう周知を図ります。

【具体的な取組】

54 高齢者虐待防止対策ネットワーク

地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくように関係者・関係機関との連携を強化します。

高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。

55 成年後見制度等利用支援事業

認知症や知的障害等により、判断能力が十分でない方が不利益にならないよう、成年後見制度の利用を支援します。

介護支援専門員に対し、高齢者の権利擁護についての研修を実施するとともに、必要に応じて専門機関等との連携を強化します。

56 介護相談員派遣事業

月1回、介護相談員を介護施設等へ派遣し、利用者の実態を把握するとともに、不安や不満への相談に応じます。

相談業務体制の見直し及び相談業務の成果をサービスの質の向上につなげていくため、相談員同士の情報共有機会の創出を図るなどの仕組みづくりに努めます。

基本目標5 安心して利用できるサービス提供体制の構築

(1) 介護保険サービスの運営強化

【施策の方向性】

介護保険事業の円滑かつ適正な運営と持続可能な制度の推進を図るため、公平・公正な認定のための体制を整え、調査を実施します。また、引き続きケアプランの点検及び給付状況の点検等を行い、給付適正化の推進に努めます。さらに、利用者に対して介護保険サービスの適正な提供ができるよう、事業者への指導・監督や協議、また、サービス事業者情報の公表を計画的・継続的に実施します。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
介護サービス事業所への実地指導数（回）	33	34	35	36
ケアプランの点検数（回）	277	200	200	200

【具体的な取組】

57 要介護認定の適正化

要介護・要支援認定調査について、新規のみならず更新、区分変更の申請に係る認定調査結果の点検を実施します。

また、認定調査の公平・公正性を確保するため、認定調査基準の明確化や認定調査員に対する資質や専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、今後も家族等の同席のもとに調査を実施するよう努めます。

介護認定審査会委員については、新任・現任研修の受講及び審査手順についての説明会を実施し、審査判定の適正化及び平準化、または特記事項等が適切に審査に反映できるよう努めます。

58 ケアプランの点検

利用者の身体状況にあったケアプランが作成されるよう点検等を実施します。

担当職員のスキルアップを図りつつ、介護支援専門員等が指導できる環境を整備し、より自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが行われるよう体制を強化します。

また、高齢者向け集合住宅に居住する要介護者等のケアプランについて、入居者の状態や生活環境に合った適切なケアマネジメントが確保されているか点検を行います。

59 縦覧点検及び医療情報との突合

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサー

ビスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

引き続き点検・突合作業を行い、請求誤りや二重請求等の早期発見に努めます。

60 住宅改修等の点検

利用者宅を訪問し、改修状況等の点検を行います。

内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、住宅改修を点検する件数を増やし適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、必要性や利用状況等を確認し、適正給付に努めます。

61 介護給付費の通知

適切なサービス利用の啓発に向けて、不要な介護サービスの提供が行われていないか利用者が点検できるよう、引き続き 1 年間の介護給付費の通知を行います。

62 事業者のサービス提供の適正化

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

担当職員のスキル向上に努めるとともに、対象事業所数の増加に対応するため、指導・監査体制の充実を図ります。

63 事業者情報の開示

サービス利用者が自らサービスを選択できるように、「西尾市介護事業者・医療機関情報検索システム（ケアネットにしろ）」を市のホームページ等で公開します。

今後も各事業所の内容変更があった場合、速やかに「ケアネットにしろ」の情報の更新ができるように事業所へ周知を行い、適切なサービスが選択できる環境を整備します。

64 苦情対応・解決のための体制

市民からの相談・苦情に対し、市の相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業等の幅広い窓口で対応します。

引き続き、関係機関等との連携のもとで適切な対応に努めます。

65 居宅介護支援事業所の事業所指定

適切に居宅介護支援事業所の指定・指導が実施できるよう、体制を強化します。また、介護支援専門員との連携をより一層強化します。

(2) 家族介護者支援の推進

【施策の方向性】

介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなります。介護サービスだけでなく、家族介護者への福祉サービスの提供により、在宅での介護の継続を支援します。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
おむつ支給枚数（枚）	692	700	710	720

【具体的な取組】

66 おむつ支給

市民税非課税世帯に属する、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、おむつが購入できる券を支給します。寝たきりや認知症高齢者を介護する家族が適切に制度を利用できるよう、周知を図ります。

67 家族介護慰労金の支給

市民税非課税世帯に属する、要介護4または5と判定された高齢者を過去半年間、介護保険のサービスを使わずに在宅で介護している家族を対象に、慰労金を支給します。必要な人が適切に制度を利用できるよう、周知を図ります。

(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

【施策の方向性】

介護従事者の人材の確保や育成については大きな課題であり、愛知県や関係者と連携して事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修、従事者相互や多職種との連携強化による意識醸成や課題共有等を実施します。

また、介護サービス事業所等と連携し、介護人材の確保・育成等に関する取組を展開するとともに、業務負担の軽減等に資する取組を推進します。

【指標】

指標	現状値	目標値		
	R1	R3	R4	R5
介護支援専門員への研修実施回数（回）	6	8	9	10

【具体的な取組】

68 人材確保に向けた連携

厚生労働省の「福祉人材確保対策」をもとに、包括的・総合的な人材確保のための取組を進めます。また、愛知県福祉人材センターと連携し、新規人材の養成、介護現場への就業の促進、離職防止などに取り組みます。

69 人材確保に向けた補助金の活用

「地域医療介護総合確保基金」の活用や周知に努めます。また、愛知県社会福祉協議会の「介護福祉士修学資金等貸付」の制度や離職者向けの「再就職準備金貸付」の制度の普及に努めます。

70 専門研修の実施

介護支援専門員は、今後の支援にさらなる専門的知識や技術が必要とされることから、介護支援専門員等と内容を調整しながら研修方法を検討します。

71 介護人材の確保に向けた事業所支援【新規】

市内介護サービス事業所が働きやすい環境となるよう、情報提供等の支援を行います。また、事業所の魅力や活動、職員募集などのPRチラシを市のホームページに掲載するなど、事業所への支援を行います。

72 ICTの活用・業務効率化の推進【新規】

愛知県が実施する介護事業者のICT導入支援に係る補助制度等（介護事業所ICT導入支援事業等）の周知と活用促進を図ります。また、指定申請の提出書類や実地指導時の確認書類を削減し、事業所の負担軽減を図ります。

（４）佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

【施策の方向性】

佐久島は離島であることから交通の便が悪く、サービスの利用が困難な地域であり、さらに高齢化率が高い地域であることから、介護予防の普及啓発やサービスの充実・維持が重要です。継続して各種事業を実施し、佐久島に住む高齢者への支援を推進します。

【具体的な取組】

73 佐久島いきいきサービス

佐久島に住む高齢者を対象に、閉じこもりや要介護状態となることの予防を目的とした「佐久島いきいきサービス」や佐久島情報交換会、佐久島健康相談会等を継続して実施します。

介護支援専門員や地域包括支援センターと連携を図り、利用者のニーズに合わせた対応を検討していきます。

74 渡船運賃の助成

離島における、住み慣れた地域での生活支援維持のため、渡船運賃の助成により離島居住者の介護サービス利用者負担を軽減します。

基本目標 6 介護サービスの適正整備

地域包括ケア見える化システム等を用いて介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、サービスの提供体制整備を図ります。

また、「共生型サービス」についても、障害担当課と検討を進めていきます。

(1) 居宅サービスの適正整備

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活できるように在宅で受けられるサービスの充実・強化に引き続き重点をおいて取り組みます。

また、サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護・要支援認定者の増加に対応したサービスの供給体制の整備を進めていきます。

サービス名 (介護予防含む)	事業内容
訪問介護	利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活の支援を行います。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。
訪問看護	通院が困難な利用者の療養生活の支援と心身機能の維持・回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	通院が困難な利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。
通所介護	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者がデイサービスセンターへ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。
通所リハビリテーション	利用者が介護老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。
短期入所生活介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホームへ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けます。

サービス名 (介護予防含む)	事業内容
短期入所療養介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援等のサービスを受けます。
福祉用具貸与	心身機能が低下し、日常生活に支障がある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。
福祉用具購入費	心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の一部を支給します。
住宅改修費	心身機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を支給します。
特定施設入居者生活介護	介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の介護を行います。
介護予防支援 居宅介護支援	在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護（予防）サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等を行います。

■居宅介護（予防）サービス利用者数の推計

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問介護(人)	介護	9,384	10,008	10,428	10,752	12,228
訪問入浴介護(人)	介護	1,356	1,476	1,536	1,548	1,752
	予防	12	12	12	12	12
訪問看護(人)	介護	3,768	4,044	4,212	4,332	4,944
	予防	528	564	600	672	792
訪問リハビリテーション(人)	介護	2,196	2,340	2,436	2,448	2,868
	予防	720	732	756	792	852
居宅療養管理指導(人)	介護	5,508	5,880	6,192	6,384	7,212
	予防	384	396	408	420	432
通所介護(人)	介護	14,532	15,096	15,552	15,636	18,324
通所リハビリテーション(人)	介護	8,652	8,820	9,048	9,084	10,680
	予防	2,496	2,568	2,628	2,700	3,132
短期入所生活介護(人)	介護	2,976	3,036	3,120	3,204	3,648
	予防	60	72	84	96	108
短期入所療養介護(人)	介護	2,028	2,160	2,268	2,280	2,592
	予防	12	24	36	48	60
福祉用具貸与(人)	介護	24,264	26,400	27,480	27,888	32,652
	予防	9,180	9,612	9,912	10,068	12,432
福祉用具購入費(人)	介護	504	516	528	552	660
	予防	156	156	168	168	192
住宅改修費(人)	介護	312	324	336	360	420
	予防	216	216	228	240	264
特定施設入居者生活介護(人)	介護	624	624	624	636	852
	予防	60	60	60	72	72
居宅介護支援(人)		34,536	36,564	37,728	37,932	44,124
介護予防支援(人)		10,644	11,208	11,628	11,964	13,824

(2) 地域密着型サービスの適正整備

可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活をめざす地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして地域密着型サービスを位置づけ、今後も高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていきます。

また、認知症高齢者が今後も増えることが予想されることから、住民ニーズを捉え、適正なサービス提供の基盤整備を図っていきます。

サービス名	事業内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、利用者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターへ通所し、食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを行います。
認知症対応型通所介護	介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。
認知症対応型共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

■地域密着型介護（予防）サービス利用者数の推計

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)		24	24	24	24	24
夜間対応型訪問介護(人)		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護(人)		5,460	5,796	6,060	6,120	7,152
認知症対応型通所介護(人)	介護	612	624	636	660	780
	予防	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護(人)	介護	1,704	1,716	1,728	1,752	2,076
	予防	156	168	180	192	204
認知症対応型共同生活介護(人)	介護	1,728	1,728	1,728	1,728	2,052
	予防	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)		936	936	936	936	1,248

(3) 施設サービスの適正整備

介護保険料への影響も考慮しつつ、利用者のニーズ等を踏まえながらサービスの質の向上を図ります。

第7期計画において計画した介護老人福祉施設1か所(定員100人)が、令和4(2022)年1月に開設予定であり、また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居率においてもややゆとりがある状況であることから、本計画期間中は新たな施設整備は行いません。

サービス名	事業内容
介護老人福祉施設	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の介護を行います。
介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と、日常生活上の世話(介護)を一体的に提供します。
介護療養型医療施設	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療を行います。(令和5(2023)年度末が廃止期限)

■施設サービス利用者数の推計

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
介護老人福祉施設(人)	7,236	7,716	7,716	7,800	8,904
介護老人保健施設(人)	6,420	6,432	6,444	6,456	6,672
介護医療院(人)	1,332	1,356	1,380	1,440	1,680
介護療養型医療施設(人)	60	48	48		

(4) その他の施設の状況

第8期計画においては、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている現状を受け、都道府県との連携をより強化する方向性が打ち出されています。本市の令和2（2020）年4月1日時点の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の状況は次のとおりとなっています。

■有料老人ホームの状況

	施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者数 (人)	自立・要支 援～要介 護2 (人)	要介護 3以上 (人)	入居率 (%)	入居者に 占める要 介護3以 上(%)
有料老人ホーム	9	172	127	41	86	73.8	67.7

資料：愛知県（令和2（2020）年4月1日）

■サービス付き高齢者向け住宅の状況

	戸数計 (戸)	18～25 m ² 未満	25～30 m ² 未満	30～40 m ² 未満	40～50 m ² 未満	50 m ² 以上
サービス付き 高齢者向け住宅	569	394	159	13	0	3

	入居者数 (人)	自立・要支 援～要介 護2(人)	要介護 3以上 (人)	入居者に 占める要 介護3以 上(%)
サービス付き 高齢者向け住宅	501	357	144	28.7

資料：愛知県（令和2（2020）年4月1日）

基本目標 7 介護保険料の設定

(1) サービス見込量の推計の手順

サービス見込量は、以下の手順に沿って行います。

① 被保険者数の推計

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年と、令和7（2025）年度、令和22（2040）年度の男女別5歳区切りの人口推計（住民基本台帳をベースとして、コーホート変化率法で推計）



② 要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口を掛け合わせて算出



③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護保険施設サービス＋居住系サービスの利用者数見込みを算出（市内の施設整備動向やアンケートからの市民ニーズ等を踏まえ、調整）



④ 居宅サービス利用者数の推計

認定者推計から施設・居住系サービス利用者数推計を引いて、居宅サービス受給率を掛け合わせて算出



⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の1人当たり給付額（実績からの推計）を掛け合わせて算出



⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費に諸費用を加算し、所得段階別被保険者数で割って、第1号被保険者保険料額を算出

(2) 被保険者数の推計

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
被保険者数	99,939	100,368	100,710	101,331	98,088
第1号被保険者数	43,838	43,998	44,162	44,421	47,436
第2号被保険者数	56,101	56,370	56,548	56,910	50,652

※上記の推計値は直近の被保険者数を踏まえてコーホート変化率法により推計したものであり、6～8ページの推計値（国立社会保障人口問題研究所による推計値）とは異なります。

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
要支援・要介護認定者数	6,775	6,973	7,137	7,365	8,479
要支援1	895	918	940	976	1,061
要支援2	765	784	801	825	928
要介護1	1,537	1,580	1,619	1,670	1,909
要介護2	1,293	1,333	1,363	1,405	1,643
要介護3	898	924	948	978	1,156
要介護4	867	899	918	948	1,124
要介護5	520	535	548	563	658

(4) 介護給付費等の見込み

実績を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各サービスにおける給付費を以下のように算出しました。

■介護給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅サービス					
訪問介護	487,127	516,483	535,305	547,197	617,289
訪問入浴介護	89,151	95,772	99,861	100,342	113,333
訪問看護	169,060	183,936	192,047	193,953	221,908
訪問リハビリテーション	63,925	67,959	70,868	71,443	83,590
居宅療養管理指導	44,388	47,395	49,889	51,422	58,068
通所介護	1,324,757	1,340,461	1,358,691	1,360,820	1,590,362
通所リハビリテーション	650,496	651,761	665,897	666,577	786,694
短期入所生活介護	270,673	274,000	279,053	285,409	324,421
短期入所療養介護	177,386	193,442	204,954	206,238	232,344
福祉用具貸与	326,392	356,195	371,518	373,248	437,783
福祉用具購入費	14,050	14,397	14,708	15,400	18,389
住宅改修費	22,655	23,628	24,272	26,099	30,351
特定施設入居者生活介護	121,999	122,409	122,935	124,160	166,276
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4,142	4,144	4,144	4,144	4,144
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	498,529	526,127	552,679	554,259	648,838
認知症対応型通所介護	74,164	75,690	78,637	81,917	95,911
小規模多機能型居宅介護	356,507	358,289	359,761	362,256	430,739
認知症対応型共同生活介護	448,890	449,286	449,438	450,104	533,987
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	268,491	269,024	269,408	269,963	356,961
居宅介護支援	529,371	560,801	578,993	580,217	675,112
施設サービス					
介護老人福祉施設	2,005,921	2,140,745	2,140,962	2,166,515	2,475,252
介護老人保健施設	1,836,570	1,840,552	1,843,515	1,846,478	1,906,218
介護医療院	492,504	500,416	509,526	531,521	618,393
介護療養型医療施設	17,291	13,491	13,491		
介護給付費計	10,294,439	10,626,403	10,790,552	10,869,682	12,426,363

■介護予防給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	52	52	52	52	52
介護予防訪問看護	14,459	15,462	16,216	18,876	22,318
介護予防訪問リハビリテーション	17,178	17,309	17,503	18,306	19,656
介護予防居宅療養管理指導	3,384	3,497	3,587	3,699	3,811
介護予防通所リハビリテーション	88,635	91,018	93,078	95,640	111,244
介護予防短期入所生活介護	2,001	2,209	2,566	2,978	3,352
介護予防短期入所療養介護	273	410	437	492	696
介護予防福祉用具貸与	60,366	63,083	65,009	66,082	81,597
介護予防福祉用具購入費	3,498	3,498	3,758	3,758	4,295
介護予防住宅改修費	18,428	18,428	19,388	20,491	22,554
介護予防特定施設入居者生活介護	3,560	3,562	3,562	4,185	4,185
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,757	8,212	9,044	9,876	11,089
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	50,849	53,571	55,576	57,181	66,072
介護予防給付費計	270,440	280,311	289,776	301,616	350,921

■総給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護給付費	10,294,439	10,626,403	10,790,552	10,869,682	12,426,363
介護予防給付費	270,440	280,311	289,776	301,616	350,921
総給付費計	10,564,879	10,906,714	11,080,328	11,171,298	12,777,284

■標準給付費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
総給付費	10,564,879	10,906,714	11,080,328	11,171,298	12,777,284
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	277,916	262,746	268,921	277,511	319,486
高額介護サービス費等給 付額(財政影響額調整後)	271,578	272,919	278,140	284,136	317,414
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	25,684	26,061	26,394	26,776	28,895
算定対象審査支払手数料	5,554	5,722	5,870	6,039	6,981
標準給付費計	11,145,611	11,474,162	11,659,653	11,765,760	13,450,060

■地域支援事業費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護予防・日常生活支援総 合事業費	274,290	281,300	288,310	283,537	276,421
包括的支援事業(地域包括 支援センターの運営)及び 任意事業費	191,050	192,100	193,150	194,822	207,969
包括的支援事業(社会保障 充実分)	51,750	51,750	51,750	51,750	51,750
地域支援事業費計	517,090	525,150	533,210	530,109	536,140

■介護保険事業費（単位：千円）

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護保険事業費	11,662,701	11,999,312	12,192,863	12,295,869	13,986,200

(5) 介護保険料の算出

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用(給付費)の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっています。また、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業 ・任意事業費
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	-
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の介護保険事業費をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定した結果、本計画期間の保険料基準額を5,300円／月とします。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	合計
介護保険事業費	11,662,701 千円	11,999,312 千円	12,192,863 千円	35,854,876 千円
第1号被保険者負担分	2,682,421 千円	2,759,842 千円	2,804,358 千円	8,246,621 千円
調整交付金相当額	570,995 千円	587,773 千円	597,398 千円	1,756,166 千円
調整交付金見込額	198,706 千円	205,721 千円	204,310 千円	608,737 千円
介護給付費準備基金取崩額	—			400,000 千円
保険者機能強化推進交付金				24,000 千円
第8期保険料収納必要額	—			8,970,050 千円
予定保険料収納率	99.60%			—
所得段階別加入割合補正後被保険者数	47,086 人	47,260 人	47,434 人	141,780 人
年額保険料	63,600 円			
月額保険料	5,300 円			

第8期計画の保険料額所得段階を 13 段階とし、所得状況に応じた負担となるよう配慮します。なお、所得段階第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯については、保険料とは別枠で公費を投入することで負担割合を引き下げています。

所得段階	対 象 者	割合	年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 ×0.25	15,900 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 ×0.40	25,440 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額 ×0.65	41,340 円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 ×0.90	57,240 円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	基準額 ×1.00	63,600 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 ×1.15	73,140 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 ×1.25	79,500 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 ×1.50	95,400 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	基準額 ×1.65	104,940 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人	基準額 ×1.75	111,300 円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の人	基準額 ×1.85	117,660 円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	基準額 ×2.05	130,380 円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額 ×2.50	159,000 円

※合計所得金額は、各種所得の合計金額で、所得控除（扶養控除、医療費控除など）をする前の金額です。ただし、土地売却等に係る特別控除がある場合は、判定基準の特例として合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額となります。また、第1段階から第5段階までは「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗把握と評価の実施

本計画では、基本理念の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各種協議会等を活用し、計画の検証を行います。

また、計画に記載している内容については、高齢者福祉施策の推進及び介護保険事業の円滑な運営が適切に行われているかを、保険者である西尾市がPDCAサイクルを回しながら評価、検証し、目標達成に向けたそれぞれの施策について必要な改善策を検討するほか、庁内関係者と市内の事業者あるいは団体との意見交換を、地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の場を利用しながら実施します。

2 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成29（2017）年度の介護保険法改正により、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、令和2（2020）年度から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果も活用し、地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、PDCAサイクルに基づき、管理していきます。そして「保険者機能強化推進交付金」等を着実に獲得し、有効な活用に努めます。

3 計画推進体制の整備

（1）連携及び組織の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、基本理念の実現につなげるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行っていきます。

（2）保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築していきます。

（３）福祉分野における横断的な連携

高齢者や要支援・要介護認定者、その家族等、支援を必要とする人が抱える課題は、近年複雑化・複合化しており、総合的な支援体制の整備が求められています。そのため、「西尾市地域福祉計画・西尾市地域福祉活動計画」に基づく総合的な福祉施策の方向性を踏まえ、市内横断的な連携により介護・福祉施策を推進します。また、高齢障害者のスムーズなサービスの移行等についても、障害福祉分野との連携により推進します。

また、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が市町村が社会福祉法に基づき実施できる事業として創設されたことを受け、本市におけるいわゆる「断らない相談支援」について検討を進めます。

（４）県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。

参考資料

1 計画策定の経緯

年月日	内容
平成30（2018）年 12月3日～ 令和元（2019）年 10月24日	「在宅介護実態調査」の実施
令和元（2019）年 12月2日～ 12月16日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施
12月2日～ 12月27日	「事業所調査」の実施
令和2（2020）年 2月3日～ 2月14日	「介護サービス利用アンケート」の実施
6月	庁内ヒアリングの実施
7月9日	第1回 第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会
9月25日	第2回 第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会（＊）
11月13日	第3回 第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会
12月14日	第4回 第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会（＊）
令和3（2021）年 12月23日～ 1月21日	パブリックコメントの実施
2月18日	第5回 第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会（＊）
3月24日	市長報告

（＊）新型コロナウイルス感染症の防止対策の観点から書面開催。

2 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則

令和2年3月26日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の福祉の増進と高齢者が安心して住みなれた地域で生涯を過ごせるような社会形成を目指し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）の本旨にのっとり、西尾市高齢者福祉計画及び西尾市介護保険事業計画（以下「高齢者介護計画」という。）の見直しについて検討するため、西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）第3条の規定に基づき、西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

- (1) 高齢者介護計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他高齢者対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉その他の各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 介護保険の被保険者である各種団体の代表者
- (5) 公募による介護保険の被保険者の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条で規定する事務の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、第2条に規定する所管事務に関する個別の課題について検討等を行うため、関係機関の担当者により構成される部会を設置することができる。

2 部会の委員は、関係機関の推薦による。

3 部会には部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会の会議は必要に応じて開催し、部会長はその会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	国立長寿医療研究センター	斎藤 民	同センター老年社会科学 研究部 部長
	愛知県立大学	古田 加代子	看護学部教授
医療関係 団体代表	(一社)西尾市医師会	◎宮崎 仁	西尾市医師会会長
	(一社)西尾市歯科医師会	藤田 尚臣	
	西尾市薬剤師会	鈴木 孝一	
福祉関係 団体代表	(福)西尾市社会福祉協議会	○岡田 武宏	西尾市社会福祉協議会会 長
	西尾市民生委員児童委員協議会	柵木 ちよ子	西尾市民生委員児童委員 協議会会長
	介護サービス事業所	七原 堅	愛厚ホーム西尾苑 苑長
		神谷 房子	幸の森訪問看護ステーシ ョン 管理者
		高須 桂次	大樹の会訪問介護事業所 介護福祉士
		瀧本 晃雄	はずけアサービスステー ション 管理者
		藤田 正之	地域包括支援センター西 尾 管理者
保健関係 団体代表 (行政関係者)	愛知県西尾保健所	鈴木 智子	愛知県西尾保健所健康支 援課長
被保険者であ る代表団体	西尾市老人クラブ連合会	井関 公宏	西尾市老人クラブ連合会 会長
公募による 被保険者代表	1号被保険者	内田 素昭	
		永谷 くみ子	
		稲垣 勇三	
	2号被保険者	白浜 直美	
		近藤 敬子	
福祉関係者 (行政)		築瀬 貴央	西尾市健康福祉部長

◎…会長 ○…副会長

4 用語説明

あ行

【ICT（アイシーティー）】

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

【アセスメント】

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価のこと。介護分野では、介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

【アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）】

万が一のときに備えて、自分の大切にしていること、どのような医療やケアを受けたいか・受けたくないかについて、自分自身で考えたり、家族や大切な人たちと話し合ったりすること。アドバンス・ケア・プランニングの頭文字をとって、ACPとも言われる。

【インフォーマルサービス】

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことであり、家族、近隣、友人やボランティアなどの制度に基づかない援助などのこと。

【NPO（エヌピーオー）】

「Non Profit Organization」の略で、「特定非営利活動法人」の意味。福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせずに活動を行う民間の組織（団体）。

か行

【介護サービス】

要介護及び要支援認定を受けた人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたもの。

【介護支援専門員】

要介護認定者などからの相談に応じて、その人の心身の状況や希望を考慮しながら適切な居宅サービスなどを利用できるよう市町村、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う人で、要介護認定者などが自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。ケアマネジャーともいう。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険サービスに加えて、各種のサービスを増やし、地域の支え合いの体制づくりとあわせて、要支援者から元気な高齢者までの介護予防と日常生活の自立を支援する事業。

介護予防・日常生活支援総合事業には、訪問型サービス（身体介護や生活援助など）、通所型

サービス（機能訓練やレクレーションなど）、住民主体によるサービス（見守りや緊急時の対応など）などのサービスが受けられる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方なら誰でも受けられる介護予防に関する教室・講演会などを実施する「一般介護予防事業」がある。

【通いの場】

「介護予防」「閉じこもり予防」「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

【カンファレンス】

対象となる人の現状等を踏まえて、各種支援に関わる人々がより良い支援方法を検討する会議のこと。

【キャラバン・メイト】

認知症サポーターを養成するための「認知症サポーター養成講座」で、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を、市民に伝える講師役の人。

【共生型サービス】

同一の事業所で、介護保険と障害福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障害のある人・児童が介護保険事業所を、また、高齢者が障害福祉事業所を利用しても、給付対象となる。

【ケアプラン】

要介護者・要支援者に対して、介護保険サービスを提供するための援助計画。介護支援専門員が、認定者の心身の状況や希望などを考慮しながら作成する。

【ケアマネジメント】

要介護認定者などが日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、介護サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるように介護サービス事業者などとの連絡調整を行うこと。

【健康寿命】

日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる生存期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

【合計所得金額】

所得の種類ごとに1年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる。）を差し引いた金額を合計した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。

【コグニサイズ】

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせ

た、認知症予防を目的とした取組の総称を表した造語。

さ行

【サービス付き高齢者向け住宅】

各専用部分が一定の床面積・設備を有するバリアフリー化された建物で、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービス等が提供される民間賃貸住宅。必要に応じて施設外のサービス事業所と契約して介護保険サービスを提供してもらうこともできる。登録・指導・監督は都道府県・政令市・中核市により行われる。

【事業対象者】

基本チェックリストにおいて生活機能の低下がみられる人。

【生活援助員】

生活支援ハウス等に居住している高齢者に対し、生活指導、安否の確認、家事援助、緊急対応などのサービスを行う目的で老人福祉施設などから派遣されている人。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

た行

【団塊の世代】

第二次大戦後、昭和22（1947）年から昭和24（1949）年に生まれた世代のこと。

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として実施している。地域包括支援センター等が主催し個別のケースを検討する地域ケア個別会議と、市町村等が開催し地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく地域ケア推進会議がある。

【地域支援事業】

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包

括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（社会保障充実分）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

【地域資源】

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。この計画においては、市、社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア団体、NPO団体、民間事業者などが提供する様々なサービスのうち、介護保険外のサービスをいう。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

【地域包括ケア見える化システム】

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムであり、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるもの。

【地域包括支援センター】

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関。

【地域密着型サービス】

介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスを受けられるように創設されたサービス。市区町村が主体となって、地域単位で適正なサービス基盤整備の計画を定め、地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定することができる。なお、利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

な行

【日常生活圏域】

市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

【認知症】

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

【認知症ケアパス】

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況

に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的なサービスの流れを示したもの。

【認知症サポーター】

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受講し、認知症を理解して認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人。

【認知症初期集中支援チーム】

専門医、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などで構成され、家族の訴え等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

【認知症地域支援推進員】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要となっており、医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人。

は行

【バリアフリー】

主に建築上の障壁（バリア）を除去する意味で使われるが、高齢者や障害者などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去すること。

【PDCAサイクル】

事業を計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

【避難行動要支援者名簿】

避難行動要支援者とは、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして、地域防災計画で定められた範囲の人のことであり、それらの人の氏名や住所地などをまとめた名簿。

や行

【要支援者】

要支援認定者。また、何らかの支援が必要な高齢者を指す場合もある。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：令和3（2021）年3月

発行・編集：西尾市

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

電話：(0563)56-2111（代）

FAX：(0563)64-0995